

高 知 県

建設技術者必携  
建設工事技術管理要綱

令和~~4~~3年1~~0~~1月改正

#### 4 写真の省略

工事写真は次の場合は省略できるものとする。

(1) 品質管理写真については、公的機関で実施された品質証明書を整備できる場合 及び、監督職員または現場技術員が臨場して確認した場合。

(2) 出来形管理写真については、完成後明視でき容易に測定可能な箇所。

#### 5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」(平成29年3月31日付け、28高技管第329号)に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。

#### 6 色彩、寸法及び形式

##### (1) 色彩

工事写真は、デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、カラーフィルムのカラープリントまたは、デジタルカメラの場合は、カラープリンター300bpi以上とする。

##### (2) 寸法

デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、サービス版サイズ程度とし、監督職員が必要に応じ指示する場合は、請負者はこれに従うとともに、工事写真等を、A4版の大きさの工事写真帳に整理するものとする。

##### (3) 形式

デジタル写真管理情報基準によるが、電子納品対象工事でない場合については、工事写真の撮影機の形式は、ネガフィルムを使用するスチールカメラまたは、デジタルカメラとする。

#### 7 施工状況写真

工種毎に主要な施工中の状況等を工事施工段階の記録として撮影しなければならない。

また、工事着手前、工事途中、完成の写真が相互に関連するように、工事箇所の全体的な状況写真を撮影し、工事工程が段階的に概況把握できるよう写真管理を行わなければならない。

なお、施工状況写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

#### 8 出来形管理写真

外面から明視できない部分の出来形寸法等は、記録として撮影しなければならない。また、監督職員が段階確認した場合の写真撮影は、監督職員の指示によるものとし、出来形管理写真として整理する。

ただし、監督職員がやむを得ず立ち会うことのできない場合は、適宜な方法の指示を受け、出来形寸法や作業状況等が確認できる写真撮影を行い、その結果の確認を受けなければならない。

#### 9 品質管理写真

品質管理における試験、検査及び測定時には 監督職員が立会、確認し 写真撮影することを原則とする が、監督職員または現場技術員が臨場して確認した場合は省略する。 ただし、監督職員 または現場技術員 がやむを得ず立ち会うことのできない場合は、請負者は監督職員がその都度指示する適宜の方法に従い、その結果の確認を得なければならない。

#### 10 災害写真

工事中における災害については、請負者は災害以前の管理資料と災害後の管理資料の比較を、次の事項を考慮して撮影しておかなくてはならない。

(1) 被災状況を確認できるように、洪水、漏水、決壊、崩壊等の状況及び臨機の措置の施工等を撮影すること。

(2) 撮影は、工事箇所付近の災害状況、被災箇所全域状況等、また、被災箇所の寸法等が判別出来るよう撮影をすること。

11 事故写真

事故箇所の発生前、発生直後、発生後の事故状況が分かる写真及び、安全対策実施状況等を撮影する。

12 その他（公害、環境、工事損害影響管理写真）

請負者は、工事により第三者の物件等に損害の影響が考えられる場合は、事前、施工中、事後の工事影響のわかる調査写真を撮影し、監督職員に提出しなければならない。

環境対策として、イメージアップ等の各施設設置状況等を撮影する。

（品質証明）

**第10条** 請負者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、品質証明に従事する者が事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出しなければならない。

（検査）

**第11条** 請負者は、工事検査に際しこの要綱に定める管理資料等を監督職員に提出しなければならない。

また、電子納品については「電子納品運用に関するガイドライン 工事編」による。

（その他）

**第12条** この要綱によりがたいものは、監督職員と協議のうえ別途定めることができる。また、この要綱に定めるほか必要と認める管理方法等について適宜追加することができる。

なお、施工途中で管理が必要となったものは、協議の上実施できるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 2 この要綱は、平成20年5月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 3 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 4 この要綱は、平成29年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 5 この要綱は、平成30年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 6 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 7 この要綱は、令和2年10月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 8 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降契約する工事から適用する。
- 9 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

10 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

13	グースアスファルト舗装	526
14	路床安定処理工	527
15	表層安定処理工（表層混合処理）	529
16	固結工	530
17	アンカー工	530
17-2	鉄筋挿入工	531
18	補強土壁工	531
19	吹付工	532
20	現場吹付法砕工	536
21	河川土工	539
22	海岸土工	540
23	砂防土工	543
24	道路土工	544
25	捨石工	546
26	コンクリートダム	547
27	覆工コンクリート（NATM）	552
28	吹付けコンクリート（NATM）	556
29	ロックボルト（NATM）	559
29-2	防水工材料（NATM）	560
30	路上再生工（路盤）	561
31	路上再生工（表層）	562
32	排水性舗装工・透水性舗装工	563
32-2	簡易舗装工	565
33	プラント再生舗装工	566
34	工場製作工（鋼橋用鋼材）	567
35	ガス切断工	567
<u>1</u>		
36	溶接工	568
37	中層混合処理工	571
38	基礎工	571-1
39	場所杭工	571-1
40	既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式）	571-1
参考資料		
	ロックボルトの引抜試験	575
第2	港湾・漁港工事の部	577
1	土	577
2	石材等	578
3	鋼材	580
4	セメントコンクリート製品	583
5	防食材料	584
6	防舷材	585

7	係船柱	586
8	車止め・縁金物	586
9	マット	587
第3	農業土木工事の部	589
1	ため池土工	589

### 3 写真管理基準

#### 表-3 写真管理基準

第1	一般土木工事の部	590
1	撮影箇所一覧表	590
2	品質管理写真撮影箇所一覧表	592
3	出来形管理写真撮影箇所一覧表 索引	599
	出来形管理写真撮影箇所一覧表 (共通編)	629
	出来形管理写真撮影箇所一覧表 (土木工事共通編)	632
	出来形管理写真撮影箇所一覧表 (河川編)	655
	出来形管理写真撮影箇所一覧表 (河川海岸編)	659
	出来形管理写真撮影箇所一覧表 (砂防編)	663
	出来形管理写真撮影箇所一覧表 (ダム編)	669
	出来形管理写真撮影箇所一覧表 (道路編)	671
	出来形管理写真撮影箇所一覧表 (その他)	681
第2	港湾・漁港工事の部	685
1	浚渫及び床掘り	685
2	地盤改良	686
3	マット	689
4	捨石及び均し	690
5	杭及び矢板	691
6	控工	692
7	ケーソン	693
8	コンクリートブロック	698
9	中詰	701
10	上部コンクリート	702
11	付属工	704
12	埋立及び裏埋	707
13	汚濁防止膜工	708
第3	森林土木工事の部	709
	出来形管理写真撮影箇所一覧表 (治山林道編)	709
第4	農業土木工事の部	711
	出来形・品質管理写真撮影箇所一覧表 (農業基盤編)	711

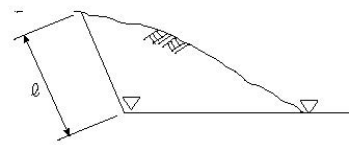
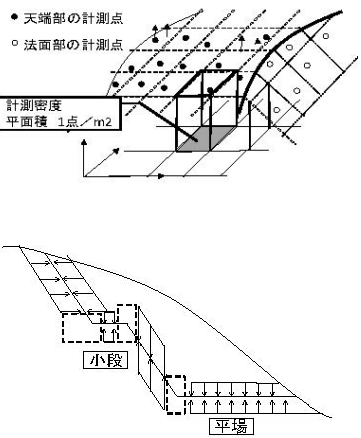
<b>4</b>	<b>品質管理技法</b>	714
1	品質管理の手続き	714
2	品質特性	715
3	ヒストグラムによる判定	717
4	工程能力図による規格の管理	723
5	管理による安定状態の判定	730
6	棄却検定	749
7	抜取検査	752
<b>5</b>	<b>技術管理要綱標準様式集</b>	753
様式－1	施工計画書(標準様式)	753
様式－2	工事総合工程表(標準様式)	765
様式－3	パートによる工程表(標準様式)	766
様式－4～6	その他工程表(標準様式)	767
様式－7	出来形管理図表(標準様式)	770

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9 区画線工	I-10
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10 道路付属物工	I-10
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			I-119
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		I-119
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		I-119
	10-2-12-7	1	組立歩道工			I-120
2		組立歩道工（支柱基礎）			I-120	
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24 伸縮装置工	I-15
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1 刃口金物製作工	I-74
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			I-121
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	I-80
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11 工場塗装工	I-82
第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3 路体盛土工	I-6
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I-24
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6 深礎工	I-25
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	I-25
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	I-25
	10-3-6-8		橋台躯体工			I-122
第7節 RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I-24
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6 深礎工	I-25
	10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	I-25
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	I-25
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	I-26
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		I-123
				重力式		I-123
	10-3-7-9	2	橋脚躯体工	半重力式		I-123
ラーメン式					I-124	
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4 既製杭工	I-24
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5 場所打杭工	I-24
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6 深礎工	I-25
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	I-25
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	I-25
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	I-26
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		I-124-1
		2	橋脚フーチング工	門型		I-125

表-1 出来形管理基準及び規格値

第1 一般土木工事の部

単位：mm

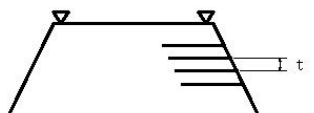
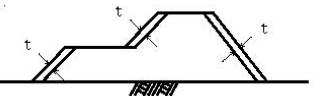
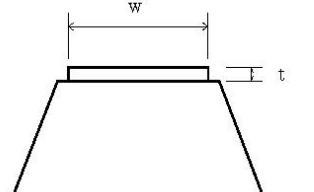
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要												
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 <u>土</u> <u>工</u> ・ 海 岸 <u>土</u> <u>工</u> ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（ <u>又</u> ま <u>た</u> は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） <u>土工編</u> 計測技術（ <u>断面管理の場合</u> ）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2												
						法長 l	l < 5m				-200											
		l ≥ 5m	法長-4%																			
				2	掘削工 (面管理の場合)		<table border="1"> <tr> <td>平均値</td> <td>個々の計測値</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平場</td> <td>標高較差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td>水平または標高較差</td> <td>±70</td> <td>±160</td> </tr> </table>	平均値	個々の計測値			平場	標高較差	±50	±150	法面 (小段含む)	水平または標高較差	±70	±160	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）<u>土工編</u>多点計測技術（<u>面管理の場合</u>）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	<p>● 天端部の計測点 ○ 法面部の計測点</p> <p>計測密度 平面積 1点/m<sup>2</sup></p> 	
平均値	個々の計測値																					
平場	標高較差	±50	±150																			
法面 (小段含む)	水平または標高較差	±70	±160																			

出来形管理基準及び規格値

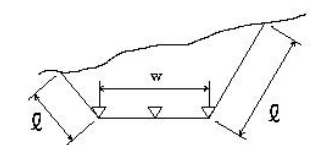
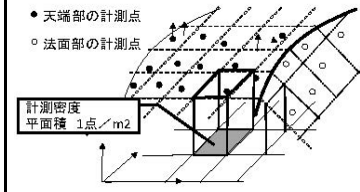


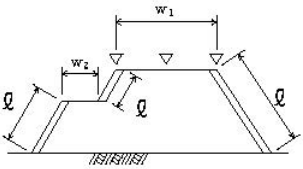
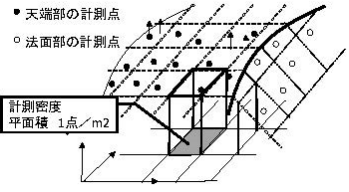
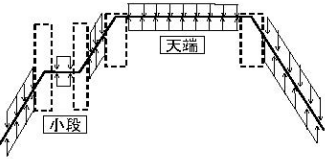
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川 <u>土工</u> ・海岸 <u>土工</u> ・砂防 <u>土工</u>	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均值	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <a href="#">河川浚渫工事編</a> 」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。  3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/ <u>m<sup>2</sup></u> ・ <u>m</u> (平面投影面積当たり)以上とする。		1-2-3-2
						平場	標高較差	±50	±300			
						法面 (小段含む)	水平または標高較差	±70	±300			

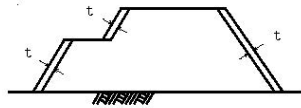
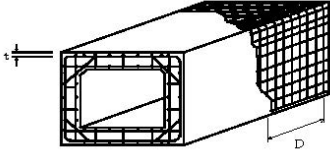
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） <u>土工編-計測技術（断面管理の場合）</u> 」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-3	
						法長 l	$l < 5m$				-100
							$l \geq 5m$				法長-2%
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>					-100
						勾配	S < 1割				±0.5分
				S ≥ 1割	±1.0分						
				2	盛土工 (面管理の場合)		平均值	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） <u>土工編-多点計測技術（面管理の場合）</u> 」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。  3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						天端	標高較差	-50			-150
						法面 4割<勾配	標高較差	-50			-170
						法面 4割≥勾配 (小段含む)	標高較差	-60			-170
※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの											

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	2 土 工	3 河川 <u>土工</u> ・ 海岸 <u>土工</u> ・ 砂防 土工	4		盛土補強工  (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-4	
						厚 さ t	-50				
						控 え 長 さ	設計値以上				
						勾 配	±0.5分				
1 共通 編	2 土 工	3 河川 <u>土工</u> ・ 海岸 <u>土工</u> ・ 砂防 土工	5		法面整形工  (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-5	
1 共通 編	2 土 工	3 河川 <u>土工</u> ・ 海岸 <u>土工</u> ・ 砂防 土工	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6
							t ≥ 15cm	-50			
						幅 w	-100				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
1 共 通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	1		道路一般 (IP)	延長	L < 30m	±10	1 施工箇所につき 1 ヶ所。	IP 点間距離の計算値と測定値との差を 求める。IP 点間距離が直接測定出来な い場合は、IP を含めた 4 級基準点測量 により求めた IP の座標値との差を求 める。	1-2-4-1				
							L ≥ 30m	±L/3,000							
					道路一般 (中心線)	偏 心	±10		施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又ま たは 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測 定。	隣接する中心点等の点間距離の計算値 と測定値との差を求める。					
							延長	L < 20m				±10			
						L ≥ 20m		±L/2,000							
						道路一般 (路面)	砂 利	基 準 高 ▽				±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 ヶ所、延長 40m (又ま たは 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2 ヶ所。	基準高は、路面両端部で測定。	測定項目欄の 砂利とは、舗 装計画のない 路面をいい、 舗装とは、舗 装計画のある 路面をいう。
					全 幅			±50							
					舗 装		基 準 高 ▽	±30	基準高は、道路中心線及び端部で測 定。						
							幅 員	±25	中心線から左右路面端部を管理。						

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（ <del>又ま</del> たは50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） <del>土工編</del> 計測技術（ <del>断面管理の場合</del> ）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	
						法長ℓ	ℓ<5m				-200
							ℓ≥5m				法長-4%
						幅	w				-100
						勾配	S<1割				±0.5分
				S≥1割	±1.0分						
				2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） <del>土工編</del> 多点計測技術（ <del>面管理の場合</del> ）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。  3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
						平場	標高較差			±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差			±70	±160
						法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または 標高較差			±70	±330

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（ <del>又ま</del> たは50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） <del>土工編</del> 計測技術（ <del>断面管理の場合</del> ）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	
						法長ℓ	ℓ<5m				-100
							ℓ≥5m				法長-2%
						幅	w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>				-100
						勾配	S<1割				±0.5分
			S≥1割	±1.0分							
			2	路体盛土工 <u>(面管理の場合)</u> 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） <del>土工編</del> 多点計測技術（ <del>面管理の場合</del> ）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。  3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	 	
					法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190			
					平均値			個々の計測値			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
1 共通 編	3 無 筋 、 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4		組立て	平均間隔 d	± φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径		1-3-7-4
						かぶり t	± φ かつ 最小かぶり 以上			

工事の規模に応じて、1 リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2）による。

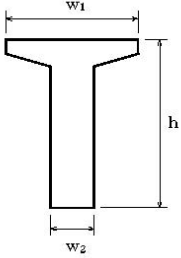
注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。

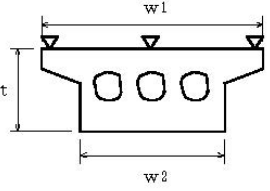
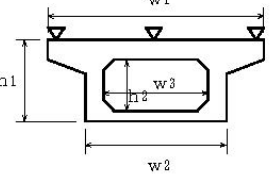
注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。

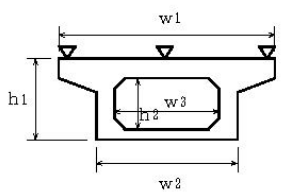
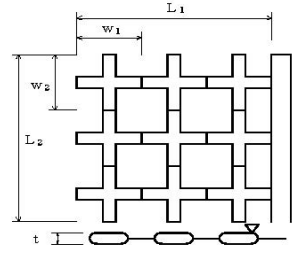
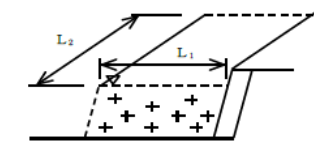
注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕  (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基 準 高 $\nabla$	±50	基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は、施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1ヶ所、延長 20m (又または 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-3-4	
						根 入 長	設計値以上				
						変 位 $\phi$	100				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	5		縁石工  (縁石・アスカープ)	延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—計測技術(断面管理の場合)—」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-2-3-5	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	6		小型標識工	設 置 高 さ H	設計値以上	1ヶ所/1基礎 基礎 1 基毎		3-2-3-6	
						基礎	幅 w (D)				-30
							高 さ h				-30
							根入れ長				設計値以上

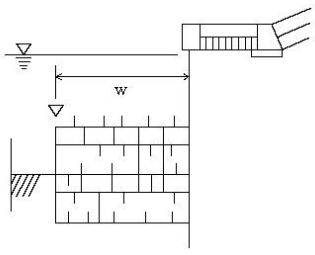
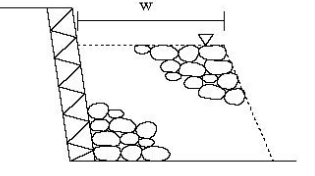
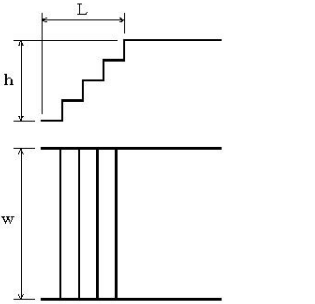
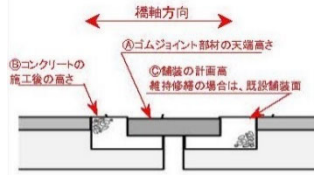


編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13	1	ポストテンション桁製作工	幅 (上) $w_1$	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 $\ell$ : 支間長 (m)		3-2-3-13 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工、および重要構造物)である内空断面積 25 m <sup>2</sup> 以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 (下) $w_2$	±5			
						高 さ h	+10 -5			
						桁 長 $\ell$ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			
						横方向最大タワミ	0.8 $\ell$			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13	2	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	桁 長 $\ell$	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-3-13
						断面の外形寸法 (mm)	—			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 $\ell$ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 $\ell$ : 支間長 (m)		3-2-3-14
						横方向最大タワミ	0.8 $\ell$			

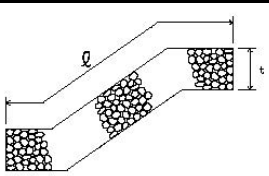
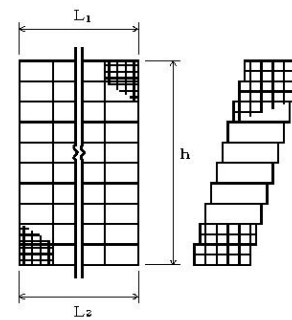
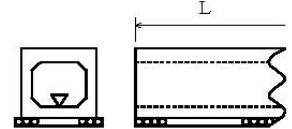
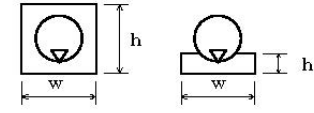
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	15		PCホロースラブ製作工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。		3-2-3-15 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工 <del>ホコ</del> 及び重要構造物）である 内空断面積 25 m <sup>2</sup> 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 $w_1, w_2$	$-5 \sim +30$			
						厚 さ $t$	$-10 \sim +20$			
						桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内	※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 $\ell$ ：桁長 (m)		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	1	PC箱桁製作工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1ヶ所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工 <del>ホコ</del> 及び重要構造物）である 内空断面積 25 m <sup>2</sup> 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 (上) $w_1$	$-5 \sim +30$			
						幅 (下) $w_2$	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 $w_3$	$\pm 5$	※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 $\ell$ ：桁長 (m)		
						高 さ $h_1$	$+10$ $-5$			
						内空高さ $h_2$	$+10$ $-5$			
						桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内			

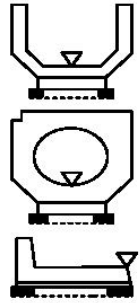
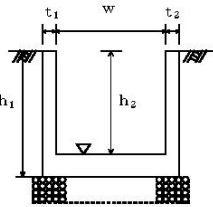
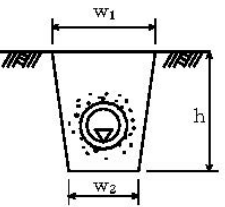
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	16	2	PC押出し箱桁製作工	幅(上) $w_1$	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。  ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。  $\phi$ : 桁長 (m)		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する							
						幅(下) $w_2$	-5~+30										
						内空幅 $w_3$	±5										
						高さ $h_1$	+10 -5										
						内空高さ $h_2$	+10 -5										
						桁 長 $\phi$	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm 以内										
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	17		根固めブロック工	層積	基準高 $\nabla$	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-17						
							厚さ t	-20				幅、厚さは20個につき1ヶ所測定。					
							幅 $W_1, W_2$	-20									
							延長 $L_1, L_2$	-200					1施工箇所毎				
						乱積	基準高 $\nabla$	± t / 2	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。								
							延長 $L_1, L_2$	- t / 2				1施工箇所毎					

tは根固めブロックの高さ

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	18		沈床工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 150$	1組毎		3-2-3-18
						幅 w	$\pm 300$			
						延 長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	19		捨石工	基 準 高 $\nabla$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	22		階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所		3-2-3-22
						高 さ h	-30			
						長 さ L	-30			
						段 数	$\pm 0$ 段			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 の工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	$\pm 3$	高さについては車道端部及び中央部付近の3点  表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
						表 面 の 凹 凸	3			
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~-2			

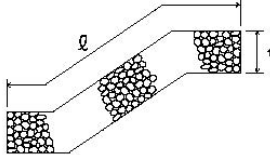
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	24	2	伸縮装置工  (鋼製フィンガージョ イント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部にお いて橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方 向)に3mの直線定規で測って凹凸が 3mm以下  歯咬み合い部は車道端部、中央部の計 3点		3-2-3-24
							橋軸方向各点 誤差の相対差	3			
						表面の凹凸	3				
						歯型板面の歯咬み合い 部の高低差	2				
						歯咬み合い部の縦方向 間隔W <sub>1</sub>	±2				
						歯咬み合い部の横方向 間隔W <sub>2</sub>	±5				
仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~-2										
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	24	3	伸縮装置工  (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3 点  表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方 向)に3mの直線定規で測って凹凸が 3mm以下		3-2-3-24	
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~+3				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	26		多自然型護岸工  (巨石張り、巨石積 み)	基 準 高 ▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長40m(又ま たは50m)以下のものは1施工箇所 につき2ヶ所。		3-2-3-26	
						法 長 ℓ	-200				
						勾 配	±0.5分				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 $\phi$	$\phi < 3m$	-50		3-2-3-27
							$\phi \geq 3m$	-100		
						厚  さ  t		-50		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご 枠)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 100$		3-2-3-27	
						高  さ  h	-100			
						延 長 $L_1, L_2$	-200			
						勾 配	$S < 1$ 割			$\pm 0.5$ 分
							$S \geq 1$ 割			$\pm 1.0$ 分
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	28		プレキャストカルバ ート工  (プレキャストボック ス工) (プレキャストパイプ 工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$		3-2-3-28	
						※幅  w	-50			
						※高  さ  h	-30			
						延 長  L		1 施工箇所毎		
						$L < 20m$	-50			
$L \geq 20m$	-100									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工  (プレキャストU型側溝) (L型側溝工)  (自由勾配側溝)  (管渠)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50 m) につき 1ヶ所、施工延長 40 m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工事編—計測技術 (断面管理の場合)—」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工  (場所打水路工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50 m) につき 1ヶ所、施工延長 40 m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		3-2-3-29
						厚 さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 $w$	-30			
						高 さ $h_1, h_2$	-30			
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50			
						勾 配	$\pm 0.5$ 分			
	1 施工箇所毎									
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工  (暗渠工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所。 延長 40m (又または 50m) 以下のものは 1 施工につき 2ヶ所。 「TS 等光波方式を用いた出来形管理要領 (舗装工事編) (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-3-29
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						深 さ h	-30			
						延 長 L L < 20m L $\geq$ 20m	-50 -100			

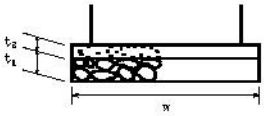
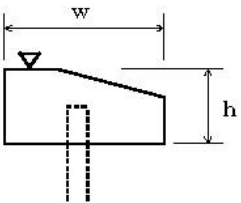
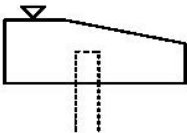
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	30		集水桝工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31		現場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは500<math>\text{m}^2</math>とする。</p> <p>1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200<math>\text{m}^2</math>に満たない場合は10<math>\text{m}^2</math>ごとに1点とする。</p>	3-2-3-31	

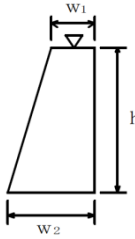


	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	32		かごマット工	基 準 高 $\nabla$	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（ <del>又</del> または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-32
						法 長 $\phi$	-100			
						厚 さ t	-0.2 t			
						延 長 L	-200			

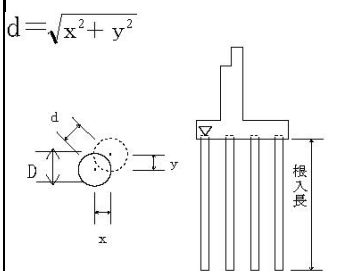
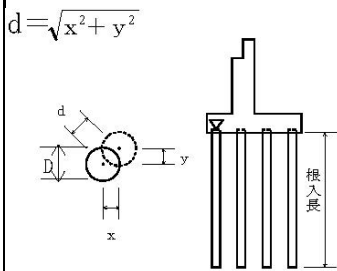
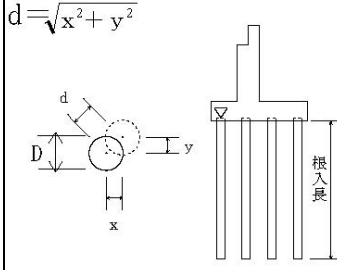
出来形管理基準及び規格値

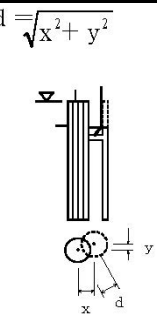
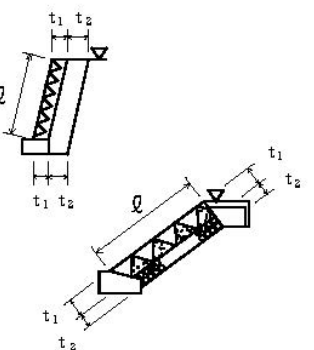
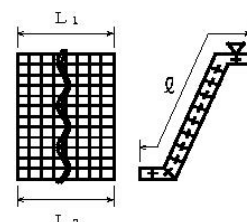
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	34		ポット苗植栽工	ポット苗高さ	設計値以上	100本につき1本、100本未満は3本	<p>&lt;概略図&gt;</p>	3-2-3-34	
						柵高さ h1	設計値有り	設計値以上			施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。
							設計値無し	（最小末口×段数）以上			
						延長 L	L < 10m	-200			
							L ≥ 10m	-2%			
						杭	打込み角度	法面に垂直～鉛直			施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。
高さh2	+100 -50										

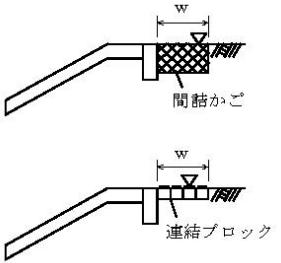
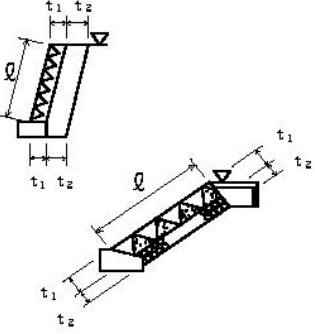
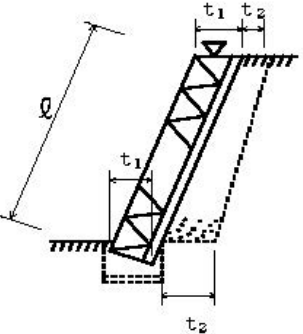
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	1		一般事項  (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m (又または 50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-1
						厚 さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-30			
						延 長 L	各構造物の規格値による			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3	1	基礎工 (護岸)  (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m (又または 50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u> <u>「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>		3-2-4-3
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3	2	基礎工 (護岸)  (プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m (又または 50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>		3-2-4-3
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
3	土木 工事 共通 編	2	一般 施工	4	基礎 工	3	3	基礎工（護岸） （吊込基礎ブロック）	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（ <del>又</del> ま たは 50m）以下のものは 1 施工箇所 につき 2ヶ所。		3-2-4-3			
												基準高 ▽	±50	
												幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	
												高さ h	h < 3 m	-50
													h ≥ 3 m	-100
												一個の長さℓ	-20	
												勾 配	±0.5 分	
												法線方向の出入	±50	
												延 長 L	-0.5% ただし最大 -200 最小-50	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	1	既製杭工  (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	4	2	既製杭工  (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	<u>D/4 以内かつ</u> 100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
						杭径 D	設計値以上			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-5
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
						杭径 D	設計径(公称径) -30 以上			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-9	
						根 入 長	設計値以上				
						偏 心 量 d	300 以内				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	1	コンクリートブロック工  (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽ 舗装面と接する場合	±50 ±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	
						法 長 ℓ	ℓ < 3m				-50
							ℓ ≥ 3m				-100
						厚 さ (ブ ロ ッ ク 積 張) t <sub>1</sub>	-50				
						厚 さ (裏 込) t <sub>2</sub>	-50				
						勾 配	±0.5 分				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	2	コンクリートブロック工  (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	
						法 長 ℓ	-100				
						勾 配	±0.5 分				
						延 長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	3	コン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 工  (天 端 保 護 ブ ロ ッ ク)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-3	
						幅 w	-100				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	4		緑 化 ブ ロ ッ ク 工	基 準 高 $\nabla$ 舗装面と接する場合	$\pm 50$ $\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	
						法長 $l$	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ (ブロック) $t_1$	-50				
						厚さ (裏込) $t_2$	-50				
						勾 配	$\pm 0.5$ 分				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	5 石・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	5	1	石 積 (張) 工	基 準 高 $\nabla$ 舗装面と接する場合	$\pm 50$ $\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	
						法長 $l$	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ (石積・張) $t_1$	-50				
						厚さ (裏込) $t_2$	-50				
						勾 配	$\pm 0.5$ 分				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5	2	石積工 石張工	基準高 ▽		施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。		3-2-5-5	
						①石天端制約なし	+短径の 1/3 以内 -0				
						②石天端揃え	+100 -50				
						③石天端舗装 (舗装面と接する部分)	±30				
						法長 ℓ	ℓ < 3 m				-50
							ℓ ≥ 3 m				-100
						厚さ (石積・張) t <sub>1</sub>	-50				
						厚さ (裏込) t <sub>2</sub>	-50				
						勾 配	±0.5 分				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	4	鏡面防水工 (シート系 床版防水層)	シートの重ね幅	-20~+50	標準重ね幅 100mm に対し、1 施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-2-6-6-4	



編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X/10) **面管理の場合は測定値の均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定(最少3ヶ所)。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定(最少2ヶ所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 ( $\bar{X}$ )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工)  (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術—(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X/10) *※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定 (最少 3ヶ所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 ( $\bar{X}$ )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <del>舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)</del> 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/ $m^2$ (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が $2,000m^2$ 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X/10) * * 面管理の場合は測定値の均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	5	アスファルト舗装工  (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定 (最少 3ヶ所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアの採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-7
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 ( $\bar{X}$ )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) <del>舗装工事編—多点計測技術—(面管理の場合)</del> 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/ $m^2$ (平面投影面積当たり) 以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が $2,000m^2$ 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 ( $\bar{X}_{10}$ )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取して測定 (最少 3 個)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 ( $\bar{X}_{10}$ ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアーの採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることができる。	3-2-6-7
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 ( $\bar{X}$ )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <del>舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)</del> 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/ $m^2$ (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が $2,000m^2$ 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-7



編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X/10) *※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取して測定 (最少 3 個)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-7
						幅	-25	-25	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 ( $\bar{X}$ ) *※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)—」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/<math>m^2</math>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が<math>2,000m^2</math>以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅と横断勾配は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000㎡に 1 個の割でコアを採取して測定 (最少 3 個)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	3-2-6-7
						幅	-25	-25	—	—			
						横断勾配	±1.0%						
						平 坦 性	—		3m <del>プロファイル</del> プロファイルメータ (σ) 2.4mm 以下直読式(足付き) (σ) 1.75mm 以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 ( $\bar{X}$ )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <del>舗装工事編</del> <u>多点計測技術(面管理の場合)</u> 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/ $\frac{m^2}{m^2}$ (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が $2,000\frac{m^2}{m^2}$ 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						横断勾配	±1.0%						
						平坦性	—		3m <del>プロファイル</del> <u>プロファイル</u> (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高、幅は延長40 m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。(最少2ヶ所) 厚さは各車線200m毎に1ヶ所(最少3ヶ所)を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が $2,000\frac{m^2}{m^2}$ 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-8
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 ( $\bar{X}$ ) *※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <del>舗装工事編</del> <u>多点計測技術(面管理の場合)</u> 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/ $\frac{m^2}{m^2}$ (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 $\frac{m^2}{m^2}$ 以上あるいは基層 <del>および</del> 表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所道路中心線・端部で測定。(最少2ヶ所) 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所(最少3ヶ所)を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 $\frac{m^2}{m^2}$ 以上あるいは基層 <del>および</del> 表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 ( $\bar{X}_{10}$ )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <del>舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)</del> 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-8
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 ( $\bar{X}$ ) *※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)  セメント(石灰)安定処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <del>舗装工事編</del> <u>多点計測技術(面管理の場合)</u> 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/ $m^2$ (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 $m^2$ 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000 $m^2$ に1個の割でコアーを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 $m^2$ 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 ( $\bar{X}$ ) *※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <del>舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)</del> 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/ $\frac{m^2}{m^2}$ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 $\frac{m^2}{m^2}$ 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000 $\frac{m^2}{m^2}$ に1個の割でコアを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 $\frac{m^2}{m^2}$ 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
				幅	-25	-25	-	-					



編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X/10) *※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-20	-26	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <del>舗装工事編</del> <u>多点計測技術(面管理の場合)</u> 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						厚 さ	-7	-9	-2	-3			
幅	-25	-25	—	—									
平 坦 性	—		3m <del>プロファイル</del> <u>プロファイルメーター</u> (σ)2.4mm 以下直読式(足付き) (σ)1.75mm 以下										
横断勾配	±1.0%												

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 ( $\bar{X}$ )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <del>舗装工事編</del> <u>多点計測技術(面管理の場合)</u> 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/ $\frac{m^2}{m^2}$ (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 $\frac{m^2}{m^2}$ 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						平坦性	—		3m <del>プロファイル</del> <u>プロファイルデータ</u> ( $\sigma$ )2.4mm以下直読式(足付き) ( $\sigma$ )1.75mm以下				
						横断勾配	±1.0%						
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40 m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。(最少2ヶ所) 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。(最少3ヶ所) 幅は、延長40 m毎に1ヶ所の割に測定。(最少2ヶ所) ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 $\frac{m^2}{m^2}$ 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 ( $\bar{X}_{10}$ )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±40	±50	—	—	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <del>舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)</del> 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/ $\frac{m^2}{m^2}$ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 $\frac{m^2}{m^2}$ 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線・端部で測定。(最少2ヶ所) 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所(最少3ヶ所)を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 $\frac{m^2}{m^2}$ 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 ( $\bar{X}$ )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <del>舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)</del> 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/ $m^2$ (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 $m^2$ 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	幅	-50	-50	—	—	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000 $m^2$ に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 $m^2$ 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						厚 さ	-25	-30	-8	-10			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 ( $\bar{X}_{10}$ )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-64	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <del>舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)</del> 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/ $\frac{m^2}{m^2}$ (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 $\frac{m^2}{m^2}$ 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						厚 さ	-15	-20	-5	-7			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50	-50	—	—	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000 $m^2$ に1個の割でコアを採取して測定。 ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 $\frac{m^2}{m^2}$ 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						厚 さ	-15	-20	-5	-7			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 ( $\bar{X}$ ) *※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-37	-46	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)—」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	-25	-25	—	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 ( $\bar{X}_{10}$ )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	10	排水性舗装工 (基層工)	厚さあるいは 標高較差	-20	-26	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <del>舗装工事編</del> <u>多点計測技術(面管理の場合)</u> 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/ $\frac{m^2}{m^2}$ (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 $\frac{m^2}{m^2}$ 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
					(面管理の場合)								
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅と横断勾配は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000 $\frac{m^2}{m^2}$ 毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 $\frac{m^2}{m^2}$ 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
					幅	-25	-25	—	—				
					平 坦 性	—	3m <del>プロファイルメーター</del> プロフィールメーター ( $\sigma$ )2.4mm 以下直読式(足付き) ( $\sigma$ )1.75mm 以下						
					横断勾配	±1.0%							

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 ( $\bar{X}$ )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	12	排水性舗装工 (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <del>舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)</del>」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/<math>\frac{m^2}{m^2}</math>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000<math>\frac{m^2}{m^2}</math>以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-9
						平坦性	—		3m <del>プロファイル</del> プロファイル ターニ ( $\sigma$ )2.4mm以下 直読式(足付き) ( $\sigma$ )1.75mm以下				
						横断勾配	±1.0%						



編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高、幅は片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。(最少 2ヶ所) 厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所(最少 3ヶ所)を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。  ※歩道舗装に適用する。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000 $\text{m}^2$ 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
						幅	-100		—			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	2	透水性舗装工 (路盤工)  (面管理の場合)	基準高▽	±50		—	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)—」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/ $\text{m}^2$ (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。  ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000 $\text{m}^2$ 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
						厚さあるいは 標高較差	t < 15cm	-64	-10			
							t ≥ 15cm	-91	-15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)				
							中規模 以上	小規模 以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1ヶ所コア一を採取して測定。 ただし、幅は設計図書の見点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。  ※歩道舗装に適用する。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-10
						幅	-25	-			
						横断勾配	±1.0%				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	4	透水性舗装工 (表層工)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)—」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。  ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-10
					(面管理の場合)	横断勾配	±1.0%				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 ( $\frac{\sum X}{10}$ )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	1	グースアスファルト 舗装工  (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし (最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡に1 個の割でコアーを採取して測定。た だし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長40m以下の間隔で測定すること ができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同要領に規定する計 測精度・計測密度を満たす計測方法 により出来形管理を実施することが できる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000㎡以上あるいは 基層および及び表層用混合物の総使用 量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	-50	-50	-	-			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	2	グースアスファルト 舗装工  (加熱アスファルト 安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるい は標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)舗装工事編—多点計 測技術(面管理の場合)」、 <u>「に基づ き出来形管理を実施する場合、その 他本基準に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来形 管理を実施する場合に適用する。</u> 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当 たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000㎡以上あるいは 基層および及び表層用混合物の総使用 量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目 を省略することが出来る。	3-2-6-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 ( $\bar{X}$ ) *※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし最少3個 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11
						幅	-25	-25	—	—			
3	2	6	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)—」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 ( $\bar{X}_{10}$ )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	5	グースアスファルト 舗装工  (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅と横断勾配は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、最少3個ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-11
						幅	-25	-25	-	-			
						平 坦 性	-		3m <del>プロファイル</del> プロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
						横断勾配	±1.0%						
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	6	グースアスファルト 舗装工  (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <del>舗装工事編</del> 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-11
						平 坦 性	-		3m <del>プロファイル</del> プロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
						横断勾配	±1.0%						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定(最少3ヶ所)。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定(最少2ヶ所)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)—」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均( $\bar{X}_{10}$ )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定(最少3か所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上あるいは基層および及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値( $\bar{X}_{10}$ )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-12
						幅	-50		-				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <del>舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)</del> 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として $\pm 10\text{mm}$ が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/ $\text{m}^2$ (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上あるいは基層および及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X/10) *※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし (最少2ヶ所)、厚さは、1,000㎡に1 個の割でコアを採取もしくは掘り起 こして測定(最少3ヶ所)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず 延長40m以下の間隔で測定することが できる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000㎡以上あるいは 基層および及び表層用混合物の総使用 量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個 以上の割合で規格値を満足しなければ ならないとともに、10個の測定値の平 均値(X/10)について満足しなければ ならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適 用しない。コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版 等に損傷を与える恐れのある場合は、 他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	-50		—				
土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・ 瀝青)安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは は標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)舗装工事編—多点計 測技術(面管理の場合)—」に基づき出 来形管理を実施する場合、その他本基 準に規定する計測精度・計測密度を満 たす計測方法により出来形管理を実施 する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/㎡(平面投影面積当 り)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。この場合、基準高の 評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたり の施工面積が2,000㎡以上あるいは 基層および及び表層用混合物の総使用 量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。	3-2-6-12



編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 ( $\bar{X}_{10}$ ) **面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般施舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	-9	-12	-3		幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取して測定 (最少 3 個)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 ( $\bar{X}_{10}$ ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12
						幅	-25		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般施舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)—」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 m <sup>2</sup> 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X/10) *表管理の場合は測定値の				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5	厚さは各車線を中心付近で型枠据付後各車線 200m 毎 (200m 以下は 3ヶ所) に水糸 <u>又または</u> レベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅と横断勾配は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定 (最少 2ヶ所)。 平坦性は各車線毎に版縁から 1m の線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線を中心付近で各車線 200m 毎に水糸 <u>又または</u> レベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 200m 毎に両側の版端を測定する。 ただし、幅は設計図書の見地によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 <del>m<sup>2</sup></del> m <sup>2</sup> 以上あるいは基層 <u>および</u> 及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-12		
						幅	-25	-					
						横断勾配	±1.0%	-					
						平坦性	-	コンクリートの硬化後 3m プロファイルメーターにより機械舗設の場合 (σ) 2.4mm 以下 人力舗設の場合 (σ) 3mm 以下					
					目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。					
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22	-3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) <del>舗装工事編—多点計測技術—(面管理の場合)</del> 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点 / <del>m<sup>2</sup></del> m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ + 直下層の標高較差平均値 + 設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000 <del>m<sup>2</sup></del> m <sup>2</sup> 以上あるいは基層 <u>および</u> 及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-12		
						平坦性	-	3m <del>プロファイルメーター</del> = <u>プロファイルメーター</u> (σ) 2.4mm 以下直読式 (足付き) (σ) 1.75mm 以下					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事共 通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	11	コンクリート舗装工 ( 転圧コンクリート 版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、道路中心線及び端部で 測定。厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所 を掘り起こして測定 (最少 3ヶ所)。幅 は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割に測定 (最 少 2ヶ所)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延 長 40m 以下の間隔で測定することができ る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの 施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基 層および及び表層用混合物の総使用量 が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなけれ ばならないとともに、10 個の測定値の 平均値 (X <sub>10</sub> ) について満足しなけれ ばならない。ただし、厚さのデータ数 が 10 個未満の場合は測定値の平均値は 適用しない。  維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。	3-2-6-12
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土木 工事共 通編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	12	コンクリート舗装工 ( 転圧コンクリート 版工) 下層路盤工  (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理にお いて「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領(案)舗装工事編—多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理 を実施する場合、その他本基準に規定す る計測精度・計測密度を満たす計測方法 により出来形管理を実施する場合に適用 する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度 として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全 ての点で標高値を算出する。計測密度は 1点/m <sup>2</sup> 以上(平面投影面積当たり)以 上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の 標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較 差平均値+設計厚さから求まる高さとの 差とする。この場合、基準高の評価は省 略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの 施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基 層および及び表層用混合物の総使用量 が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事よ り規模が小さいもの。	3-2-6-12
						厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10) * * * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定(最少3ヶ所)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上あるいは基層および及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-12
						幅	-50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術—(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/ $\text{m}^2$ (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上あるいは基層および及び表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X/10) *※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	15	コンクリート舗装工 ( 転圧コンクリート版工) セメント ( 石灰・瀝青) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定 (最少 3ヶ所)。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-12
						幅	-50		—				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	16	コンクリート舗装工 ( 転圧コンクリート版工) セメント ( 石灰・瀝青) 安定処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)—」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 ( $\bar{X}_{10}$ )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	17	コンクリート舗装工 ( 転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアを採取して測定 (最少 3 個)。 ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 ( $\bar{X}_{10}$ ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-2-6-12	
						幅	-25		—				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	18	コンクリート舗装工 ( 転圧コンクリート版工) アスファルト中間層  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) <del>舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)</del> 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は 1 点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および及び表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 ( $\bar{X}_{10}$ )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	19	コンクリート舗装工 ( 転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5		<p>厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m 毎 (200m 以下は 3ヶ所) に水糸 <u>又また</u> はレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3ヶ所以上測定、幅と横断勾配は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定 (最少 2ヶ所)。</p> <p>平坦性は各車線毎に版縁から 1 m の線上、全延長とする。</p> <p>ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。</p> <p><u>「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u></p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、1 層あたりの施工面積が 2,000<del>m<sup>2</sup></del><u>m<sup>2</sup></u>以上あるいは基層 <u>および</u> 表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</p> <p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (<math>\bar{X}_{10}</math>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取について</p> <p>橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-2-6-12
						幅	-35		—				
						横断勾配	±1.0%		—				
						平 坦 性	—		—	<p>転圧コンクリートの硬化後、3m プロフィールメーターにより (<math>\sigma</math>) 2.4mm 以下。</p>			
						目地段差			±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 ( $\bar{X}$ 10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <del>舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)</del> 」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層およびび表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。	3-2-6-12	
						平坦性	—	3m <del>プロファイル</del> = <u>プロフィール</u> = <u>メーター</u> (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					
						目地段差	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。					

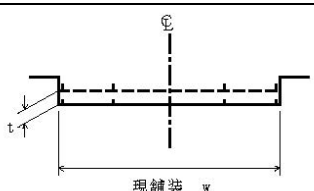
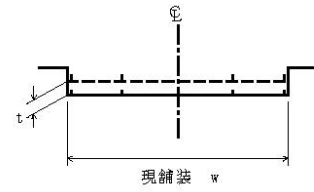


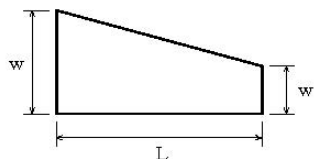
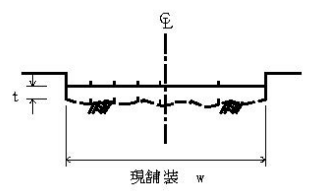
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X/10) * * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定 (最少 3ヶ所)。 幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割に測定 (最少 2ヶ所)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X/10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、厚さは、各車線 200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定 (最少 3ヶ所)。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 40m 以下の間隔で測定することができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	3-2-6-13	
						幅	-50		—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X/10) * * 面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定(最少3ヶ所)。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
						幅	-50		—				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定(最少3ヶ所)。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	3-2-6-13	
						幅	-50		—				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定(最少3ヶ所)。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	3-2-6-13	
						幅	-25		—				

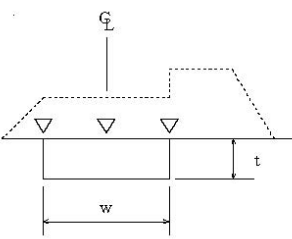
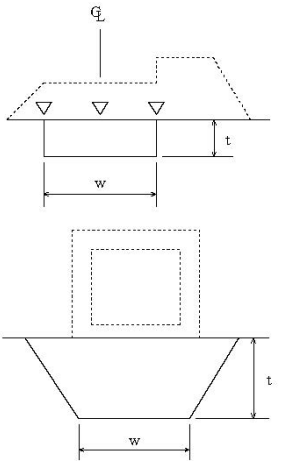
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 ( $\bar{X}_{10}$ )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定(最少3ヶ所)。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定(最少2ヶ所)。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000 <del>m<sup>2</sup></del> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値( $\bar{X}_{10}$ )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定(最少3ヶ所)。		3-2-6-14
						幅	-50		—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 ( $\bar{X}_{10}$ )				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1,000mm <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定(最少3ヶ所)。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値( $\bar{X}_{10}$ )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14	
						幅	-50		-				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1,000mm <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定(最少3個)。		3-2-6-14	
						幅	-50		-				
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし(最少2ヶ所)、厚さは、1,000mm <sup>2</sup> に1個の割でコアーを採取して測定(最少3個)。		3-2-6-14	
						幅	-25		-				

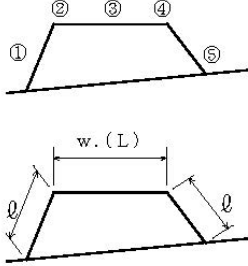
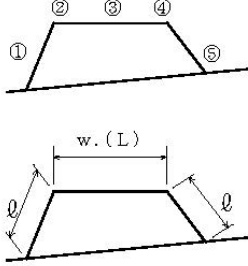
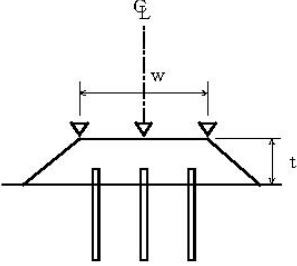
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	15	1	路面 切削 工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高と切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	15	2	路面 切削 工 (面 管理 の 場 合) 標 高 較 差 ま た は 厚 さ t の み	厚 さ t (標高較差)	-17(17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案) <del>(路面切削工編)</del> に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> ・m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。		3-2-6-15
						幅 w	-25	-			

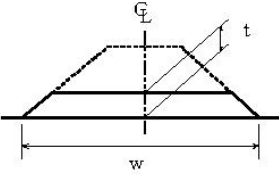
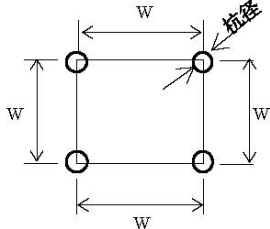
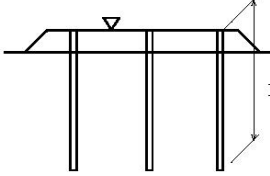
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-16
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 w	-25			
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。(最少3ヶ所) 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-6-17	
						幅 w	-25				
						延 長 L	-100				
						平 坦 性	—				3m <del>プロファイル</del> プロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 ( $\bar{X}$ ) **面管理の場 合は測定値の 平均			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	17	2	オーバーレイ工  (面管理の場合)	厚さあるい は標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)舗装工事編—多点計 測技術(面管理の場合)」に基づき出 来形管理を実施する場合、その他本基 準に規定する計測精度・計測密度を満 たす計測方法により出来形管理を実施 する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/ $m^2$ (平面投影面積当 たり)以上とする。  4. 厚さは、施工前の標高値とオーバ ーレイ後の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、オーバーレイ後の目標高さとオ ーバーレイ後の標高値との差で算出す る。		3-2-6-17
						平 坦 性	—	3m <del>プロファイルメータ</del> <u>プロファイルメータ</u> —(σ)2.4mm以 下直読式(足付 き) (σ)1.75mm以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高 $\nabla$	±50	延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） <a href="#">表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編</a> 」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 Lを確認（実測は不要）。		3-2-7-2
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高 $\nabla$	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50 m）につき 1ヶ所、延長 40m（50 m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			



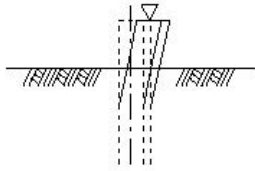
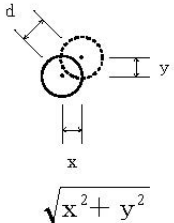
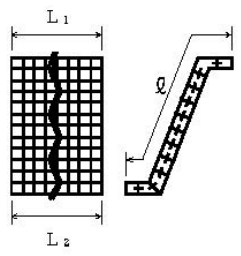
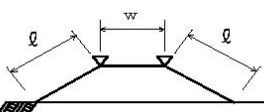
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高 $\nabla$	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。  w. (L) は施工延長 40mにつき 1ヶ所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。80m以下のものは 1 施工箇所につき 3ヶ所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。		3-2-7-4
						法 長 $l$	-500			
						天 端 幅 $w$	-300			
						天端延長 $L$	-500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工 (ICF/ICT施工の場合)	基準高 $\nabla$	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」に記載の全体改良平面図を用いて、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		3-2-7-4
						法 長 $l$	-500			
						天端幅 $w$	-300			
						天端延長 $L$	-500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-2-7-5
						厚 さ $t$	-50			
						幅 $w$	-100			
						延 長 $L$	-200			

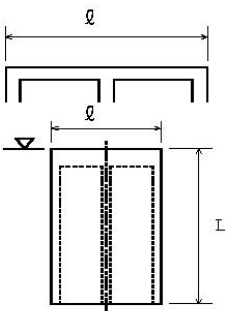
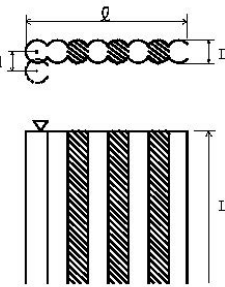
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき 1ヶ所、延長 40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-2-7-6
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	25 本に 1ヶ所。 25 本以下は 2ヶ所測定。1ヶ所に 4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-2-7-7 3-2-7-8
						杭 径 D	設計値以上			
						打 込 長 さ h	設計値以上			
		8	締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サンドドレーン、袋詰式 サンドドレーン、サンド コンパクションパイルの 砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。				
									※余長は、適用除外	

単位：mm

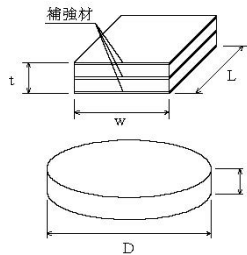
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	3 固結工 (中層混合処理)	基準高 $\nabla$	設計値以上	<p>1,000m<sup>3</sup>~4,000m<sup>3</sup>につき1ヶ所、<b>又また</b>は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。                  1,000m<sup>3</sup>以下、<b>又また</b>は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。                  施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。                  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <b>表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編</b>」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。</p>		3-2-7-9
					施工厚さ t	設計値以上			
					幅 w	設計値以上			
					延長 L	設計値以上			

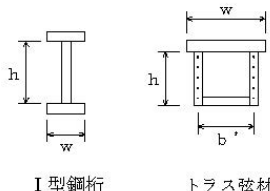
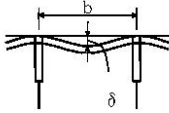
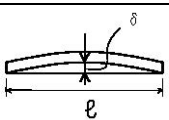
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	1	土留・仮締切工  (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（ <u>又また</u> は50m）以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						根 入 長	設計値以上			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	2	土留・仮締切工  (アンカー工)	削 孔 深 さ $\phi$	設計深さ以上	全数		3-2-10-5
						配 置 誤 差 d	100			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	3	土留・仮締切工  ( 連節ブロック張り工)	法 長 $\phi$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（ <u>又また</u> は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						延 長 $L_1 L_2$	-0.5% ただし 最大-200 最小-50			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	4	土留・仮締切工  (締切盛土)	基 準 高 ▽	-50	施工延長40mにつき1ヶ所。延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 $\phi$	-100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基 準 高 ▽	-50	施工延長40mにつき1ヶ所。 延長40m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	9		地中連続壁工(壁式)	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又または50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又または25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9
						連壁の長さ ℓ	-50			
						変 位	300			
						壁 体 長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	10 仮 設 工	10		地中連続壁工(柱列式)	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又または50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又または25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-10 D：杭径
						連壁の長さ ℓ	-50			
						変 位 d	D/4以内			
						壁 体 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※5) 組立て後に測定 <a href="#">詳細は道路橋支承便覧参照</a>		3-2-12-1	
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								≦1000mm				1以下
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								>1000mm				1.5以下
							アンカーボルト アンカー用孔（鋳放し）	ドリル加工孔				≦100mm
						>100mm						+4 -2
						孔の中心距離 ※1		JIS B 0403-1995 CT13				
						センターボス	ボスの直径	+0 -1				
							ボスの高さ	+1 -0				
						ボス ※5	ボスの直径	+0 -1				
							ボスの高さ	+1 -1				

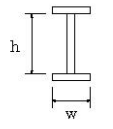
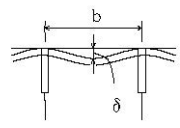
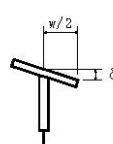
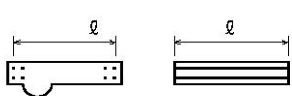
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。  ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。  ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。  ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。		3-2-12-1		
						※4 全移動量 $\ell$	$\ell \leq 300\text{mm}$				$\pm 2$	
							$\ell > 300\text{mm}$				$\pm \ell / 100$	
						組立高さH	上, 下面加工仕上げ				$\pm 3$	
							コンクリート構造用				$H \leq 300\text{mm}$	$\pm 3$
											$H > 300\text{mm}$	$(\frac{H}{200} + 3)$ 小数点以下切り捨て
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※2)、※3)				JIS B 0403-1995 CT14	
							鋳放し肉厚寸法 ※2)				JIS B 0403-1995 CT15	
							削り加工寸法				JIS B 0405-1991 粗級	
							ガス切断寸法				JIS B 0417-1979 B級	
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費（大型ゴム支承工）	幅 w 長さ L 直径 D	$w, L, D \leq 500$	$0 \sim +5$	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差  <a href="#">詳細は道路橋支承便覧参照</a>		3-2-12-1	
							$500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$	$0 \sim +1\%$				
							$1500 < w, L, D$	$0 \sim +15$				
						厚さ t	$t \leq 20\text{mm}$	$\pm 0.5$				
							$20 < t \leq 160$	$\pm 2.5\%$				
							$160 < t$	$\pm 4$				
						相対誤差	$w, L, D \leq 1000\text{mm}$	1				
							$1000\text{mm} < w, L, D$	$(w, L, D) / 1000$				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工 共 通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部材精度	フランジ幅 w (m)	±2…… ±3…… ±4……	鋼桁等	 <p>I型鋼桁      トラス弦材</p>	3-2-12-3	
							腹板高 h (m)	±2…… ±3…… ±4……	トラス・アーチ等			
							腹板間隔 b' (m)	±2…… ±3…… ±4……				
							鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h/250				 <p>h : 腹板高 (mm) b : 腹板<b>または</b>はリブの間隔 (mm)    w : フランジ幅 (mm)</p>
							箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150				
							フランジの直角度 δ (mm)	w/200				
							部材長 ℓ (m)	鋼桁	±3… ℓ ≤ 10 ±4… ℓ > 10			
トラス、アーチなど	±2… ℓ ≤ 10 ±3… ℓ > 10											
圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)									

※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。  
ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ、圧縮材の曲がり δ」の規格値の h, b, w に代入する数値は mm 単位の数値とする。



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
3 土木工事 共通編	2 一般施工	12 工場 製作工 共通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立精度	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。		<p>単径間の場合 多径間の場合</p>	3-2-12-3
							主桁、主構の中心 間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots \cdots B \leq 2$ $\pm(3+B/2)$ $\cdots \cdots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			
							主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \cdots \cdots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2)$ $\cdots \cdots h > 5$	—	両端部及び中心部 を測定。		
							主桁、主構の通り $\delta$ (mm)	$5+L/5 \cdots \cdots$ $L \leq 100$ $25 \cdots \cdots L > 100$	最も外側の主桁 <b>又または</b> 主構について 支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			
							主桁、主構のそり $\delta$ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots \cdots$ $L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots \cdots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots \cdots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots \cdots$ $80 < L \leq 200$	各主桁について 10 ～12m間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を 測定。 L：主構の支間長 (m)		
							主桁、主構の橋端 における出入差 $\delta$ (mm)	$\pm 10$	どちらか一方の主桁（主構）端を 測定。			
							主桁、主構の鉛直 度 $\delta$ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を 測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央 付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		
							現場継手部のすき 間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	$\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき 間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許 容範囲は0mm～8mm)			
<p>※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 <math>\delta</math>」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>												

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 5 < w ≤ 1.0 ±4……	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼桁	3-2-12-3			
							腹板高 h (m)	1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)…… 2.0 < w						
							板の平面度 δ (mm)	鋼桁等の部材の腹板				h / 250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板 <u>または</u> リブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	
								箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート				b / 150		
							フランジの直角度 δ (mm)					w / 200		
部材長 ℓ (m)	鋼桁	±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10	主要部材全数を測定。											
※規格値の w に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ，フランジの直角度 δ」の規格値の h，b，w に代入する数値はmm単位の数値とする。														

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事 共通編	2 一般 施工	12 工場 製作工 共通	11		工場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1 ロットの大きさは、<math>500\text{m}^2</math>とする。</p> <p>1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が <math>200\text{m}^2</math> に満たない場合は <math>10\text{m}^2</math> ごとに1点とする。</p>		3-2-12-11

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工（コンクリート橋）  （クレーン架設） （架設桁架設）  架設工支保工（固定） （移動）  架設桁架設（片持架設） （押し架設）	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そ り	—	主桁を全数測定。		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	1	植生工  （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（ <b>又または</b> 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） <a href="#">法面工編</a> 」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-2-14-2
							ℓ≥5m	法長の-4%		
						盛土法長 ℓ	ℓ<5m	-100		
							ℓ≥5m	法長の-2%		
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） <a href="#">法面工編</a> 」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

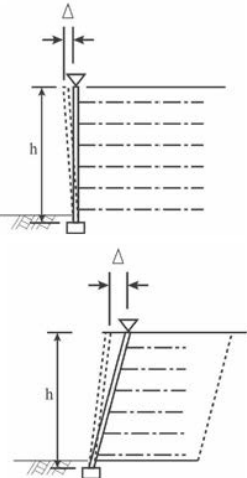
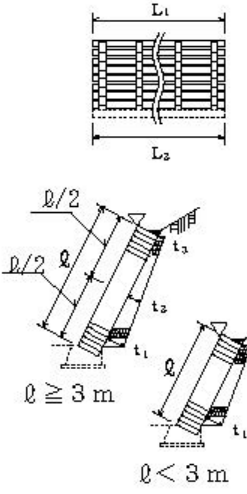
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工 共通	2	2	植生工  (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	ℓ < 5m	-200	施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「T3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） <a href="#">法面工編</a> 」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-2-14-2	
							ℓ ≥ 5m	法長の-4%				
						厚さ t	t < 5cm	-10				施工面積 200㎡につき 1ヶ所、面積 200㎡以下のものは、1 施工箇所につき 2ヶ所。 検査孔により測定。
							t ≥ 5cm	-20				
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					
						延 長 L		-200				1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） <a href="#">法面工編</a> 」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。

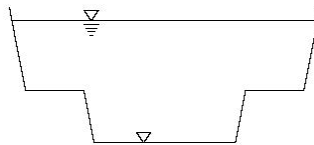
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	3		吹付工  (コンクリート) (モルタル)	法長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$	-50	<p>施工延長 40mにつき 1ヶ所、40m以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）<a href="#">法面工編</a>」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		3-2-14-3			
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100						
						厚さ $t$	$t < 5\text{cm}$	-10				200 m <sup>2</sup> につき 1ヶ所以上、200 m <sup>2</sup> 以下は 2ヶ所をせん孔により測定。		
							$t \geq 5\text{cm}$	-20						
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上								
						延 長 L		-200				1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） <a href="#">法面工編</a> 」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	1	法 枠 工  (現場打 法 枠 工) (現場吹 付 法 枠 工)	法 長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（ <b>又または</b> 50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領（案） <b>法面工編</b> 」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						幅	w	-30			
						高  さ	h	-30			
						枠中心間隔	a	±100			
						延 長	L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	4	2	法 枠 工  (プレキャスト 法 枠 工)	法 長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（ <b>又または</b> 50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		3-2-14-4
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
						延 長	L	-200			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	6		アンカー工	削孔深さ	$\ell$	設計値以上	全数		3-2-14-6 ※鉄筋挿入工にも適用する
						配置誤差	d	100			
						せん孔方向	$\theta$	±2.5度			

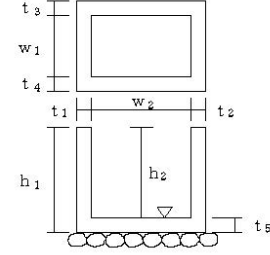
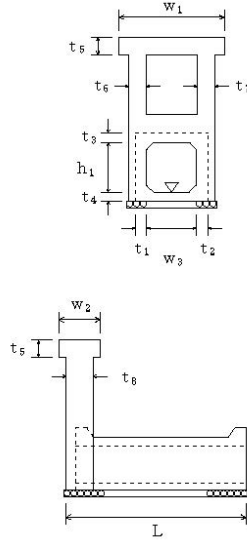
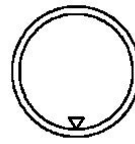
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	15 擁 壁 工 共 通	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$ ただし舗装面と接 する場合 $\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m ( <u>又ま た</u> は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2ヶ所。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法に より出来形管理を実施することができ る。</u>		3-2-15-1	
						厚 さ t	-20				
						裏 込 厚 さ	-50				
						幅 $w_1, w_2$	-30				
						高 さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50	1 施工箇所毎  <u>「3次元計測技術を用いた出来形要領 (案)」に基づき出来形管理を実施す る場合は、同要領に規定する計測精 度・計測密度を満たす計測方法に より出来形管理を実施することができ る。</u>			
勾 配	$\pm 0.5$ 分										
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	15 擁 壁 工 共 通	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$ ただし舗装面と接 する場合 $\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m ( <u>又ま た</u> は 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2ヶ所。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」に基づき出来形管理を 実施する場合は、同要領に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法に より出来形管理を実施することができ る。</u>		3-2-15-2	
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
						勾 配	$\pm 0.5$ 分				



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	3		補強土壁工  (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$ ただし舗装面と接する場合 $\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m (又または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-2-15-3	
						高  さ $h$	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
						鉛 直 度 $\Delta$	$\pm 0.03h$ かつ $\pm 300$ 以内				
						控 え 長 さ (補強材の設計)	設計値以上				
						延 長 $L$	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				1 施工箇所毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	15 擁 壁 工 共 通	4		井桁ブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$ ただし舗装面と接する場合 $\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m (又または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-4	
						法 長 $\varnothing$	$\varnothing < 3m$				-50
							$\varnothing \geq 3m$				-100
						厚  さ $t_1, t_2, t_3$	-50				
						延 長 $L_1, L_2$	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				1 施工箇所毎
						勾 配	$\pm 0.5$ 分				

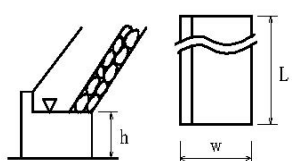
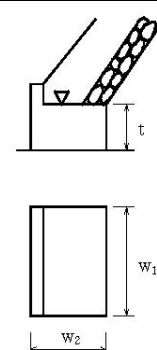
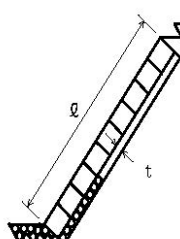
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	16 浚 渫 工 共 通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3
								500ps	-1000～+200			
								1000ps	-1200～+200			
							デ イ ー ゼ ル 船	250ps	-800～+200			
								420ps 600ps	-1000～+200			
								1350ps	-1200～+200			
							幅		-200			
							延 長		-200			
						3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	16 浚 渫 工 共 通	3			
幅		-200										
延 長		-200										
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	16 浚 渫 工 共 通	3	3	浚渫船運転工 (グラブ船) (バックホウ浚渫船)  (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 河川浚渫工事編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> ・m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。		3-2-16-3		
						標高較差					±0 以下	+400 以下

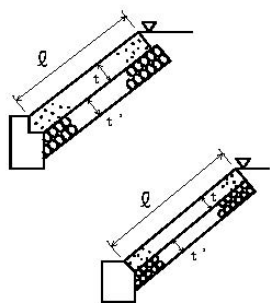
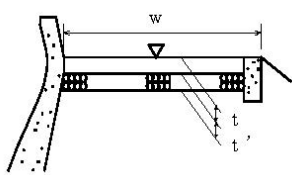
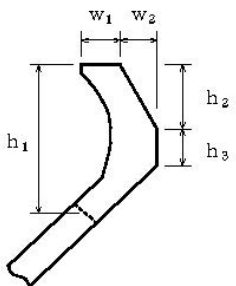
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部1ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-1-7-4
						高さ h	-30			
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1組毎		6-1-10-8
						幅 w	±300			
						方 向	±7°			
						延 長 L	-200			
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		6-1-13-3
						延 長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内工	6	1	函渠工 (本体内工)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。  函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		6-3-5-6
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						内空幅 $w_3$	-30			
						内空高 $h_1$	$\pm 30$			
						延長 $L$ $L < 20\text{m}$ $L \geq 20\text{m}$	-50 -100			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（ <u>又または</u> 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		6-3-5-6
						延長 $L$ $L < 20\text{m}$ $L \geq 20\text{m}$	-50 -100			

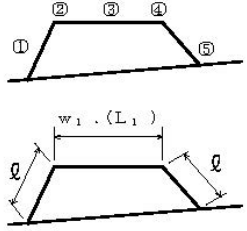
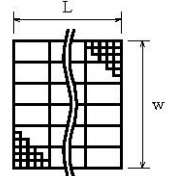
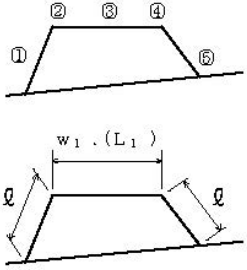
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50 m) につき 1ヶ所、40m ( <del>又</del> または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		6-5-8-3
						厚 さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 $w$	-30			
						高 さ $h_1, h_2$	-30			
						延 長 $L$	-0.5% ただし 最大-200 最小-50			
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-9-2
						厚 さ $t$	-20			
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ $h_1$	-50			
						胸壁の高さ $h_2$	-30			
						天 端 長 $l_1$	-50			
						敷 長 $l_2$	-50			
						胸壁間距離 $l$	$\pm 30$			
						支 点 長 及 び 中心線の変 化	$\pm 50$			

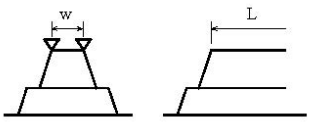
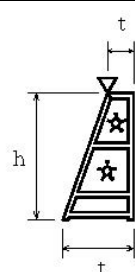
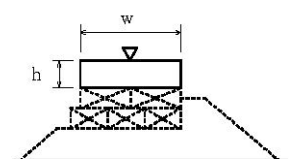
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本體工 (床固め本體工)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	図面に表示してある箇所で測定。		6-7-4-6
						天端幅 $w_1, w_3$	-30			
						堤幅 $w_2$	-30			
						堤長 $L_1, L_2$	-100			
						水通し幅 $l_1, l_2$	$\pm 50$			
						勾配	$\pm 0.3$ 分			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8
						厚さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延長 L	-100			
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、 または、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
						天端幅 $w_1$	-30			
						堤幅 $w_2$	-30			
						長さ L	-100			
						勾配	$\pm 0.3$ 分			

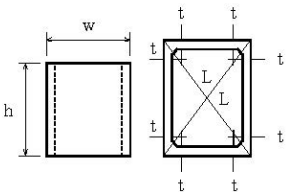
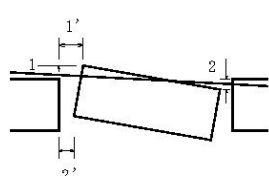
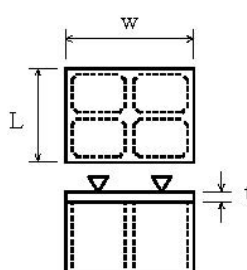
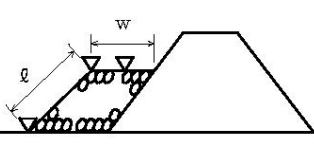
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎工	5		場所打 コンクリート工	基 準 高 $\nabla$	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		7-1-5-5	
						幅 w	-30				
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
						法勾配の開き	±0.5 分				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎工	6		海岸 コンクリート ブロック工	基 準 高 $\nabla$	±50	ブロック個数 40 個につき 1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長 40 m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		7-1-5-6	
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅 $w_1$	-20				
						ブロック横幅 $w_2$	-20				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
						法勾配の開き	±0.5 分				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	4		海岸 コンクリート ブロック工	基 準 高 $\nabla$	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工事編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		7-1-6-4	
						法長 $l$	$l < 5m$				-100
							$l \geq 5m$				$l \times (-2\%)$
						厚 さ t	-50				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
						法勾配の開き	±0.5 分				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	5		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	±50 ただし舗装面と接 する場合±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領（案） <a href="#">護岸工事編</a> 」の規定による 測点の管理方法を用いることができ る。		7-1-6-5	
						法長 $\ell$	$\ell < 3\text{m}$				-50
							$\ell \geq 3\text{m}$				-100
						厚さ t	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏 込 材 厚 t'	-50				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
法勾配の開き	±0.5分										
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		7-1-8-2	
						幅 w	-50				
						厚 さ t	-10				
						基 礎 厚 t'	-45				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波返工	3		波返工	基 準 高 $\nabla$	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		7-1-9-3	
						幅 $w_1, w_2$	-30				
						高さ $h < 3\text{m}$ $h_1, h_2, h_3$	-50				
						高さ $h \geq 3\text{m}$ $h_1, h_2, h_3$	-100				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				

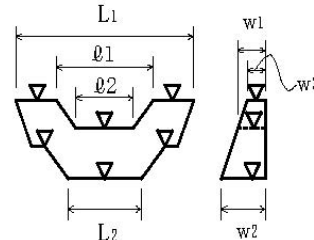
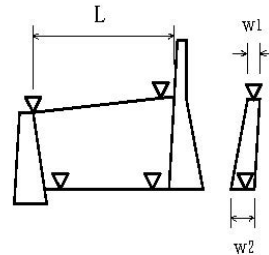


編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準 高 ▽	本 均 し	±50	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		7-2-4-4	
							表 面 均 し	±100				
							荒均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ				±500
								異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ				±300
						被覆均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500				
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300				
						法 長 $l$	-100	幅は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。延長はセンターライン及び表裏法肩。				
						天 端 幅 $w_1$	-100					
天 端 延 長 $L_1$	-200											
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 $w$	-300	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		7-2-4-5		
						延 長 $L$	-500					
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	2		捨石工	基準 高 ▽	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。		7-2-5-2	
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300				
						法 長 $l$	-100	幅は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。延長はセンターライン及び表裏法肩。				
						天 端 幅 $w_1$	-100					
						天 端 延 長 $L_1$	-200					

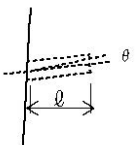
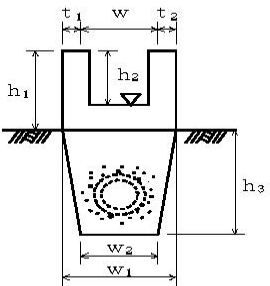
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	5		海岸コンクリートブ ロック工	基 準 高 ▽	(層積) ブ ロック 規格 26 t 未満	±300	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又ま たは 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2ヶ所。延長は、センターライン で行う。		7-2-5-5					
							(層積) ブ ロック 規格 26 t 以上	±500								
							(乱 積)									
								天 端 幅 w		異形ブロッ ク据付 (乱積)	天端高	±ブロックの高 さの 1/3	レベル、水糸 張、スチールテ ープ等により測 定	据付後 2ヶ 所以上 (最上段)	10mm	外観的な空白 が無く、配置 及びかみ合わ せが適切で孤 立したものが 無いよう、所 定の個数をも って消波目的 を果たすよう に据付ける。
									天端幅	ーブロックの高 さの 1/3						
									天端延長	-200		スチールテープ 等により測定	法線上	10mm		
									天 端 延 長 L							
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	9		石砕工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又ま たは 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2ヶ所。		7-2-5-9						
						厚 さ t	-50									
						高 さ h	h < 3m				-50					
							h ≥ 3m				-100					
						延 長 L	-100				1 施工箇所毎					
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	10		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又ま たは 50m) 以下のものは 1 施工箇所 につき 2ヶ所。		7-2-5-10						
						幅 w	-30									
						高 さ h	-30									
						延 長 L	-100									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	1	セルラー工  (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12	
						幅 w	+20, -10				
						高 さ h	+20, -10				
						長 さ L	+20, -10				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	2	セルラー工  (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段 毎)		7-2-5-12	
						隣接ブロックと の間隔 1'、2'	50 以下				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	3	セルラー工  (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準高▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-12
							水 中	±50			
						厚 さ t	±30				
						幅 w	±30				
						長 さ L	±30				
7 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 根固め 工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		7-2-6-2
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高 さ	±300			
						法 長 l	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場 合は50m)につき1ヶ所、延長40m ( <b>又</b> または50m)以下のものは1施工 箇所につき2ヶ所。延長はセンターラ イン及び表裏法肩。			
						天 端 幅 w	-100				
						天 端 延 長 L	-200				

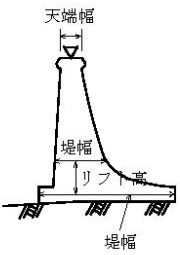
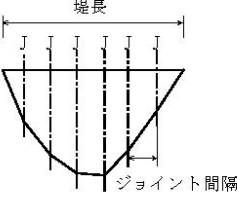

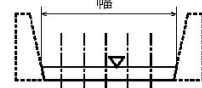
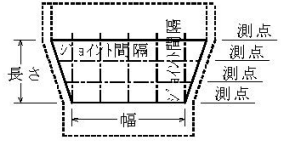
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準 高▽	層 積	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（ <u>又ま</u> たは50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-6-3		
							乱 積	± t / 3					
						厚 さ t		-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。				
						幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	層 積	-20					
							延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	層 積	-200			1施工箇所毎	
7 河川 海岸 編	3 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準 高▽	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-3-3-3		
							荒均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ				±500	
								異形ブロック付面(乱積)以外の高さ				±300	
							被覆均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ				±500	
								異形ブロック付面(乱積)以外の高さ				±300	
							法 長 φ					-100	幅は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（ <u>又また</u> は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。
							天 端 幅 w <sub>1</sub>					-100	
							天 端 延 長 L <sub>1</sub>					-200	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		8-1-3-4
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所にて測定。		8-1-8-4	
							接岩部+30				
						天端部 堰幅	$w_1, w_3$ $w_2$	-30			
						水通しの幅 $\ell_1, \ell_2$	$\ell_1, \ell_2$	$\pm 50$			
						堤長 $L_1, L_2$	$L_1, L_2$	-100			
勾配		$\pm 0.3$ 分									
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	6		コンクリート側壁工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、 <b>又</b> または、測点に直角な水平延長を測定。		8-1-8-6	
							接岩部+30				
						幅	$w_1, w_2$	-30			
						長さ L	L	-100			
						勾配		$\pm 0.3$ 分			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鉄製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤 高 $\nabla$	$\pm 50$	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6	
						長 さ L	$\pm 100$				
						幅 $w_1, w_2$	$\pm 50$				
						下流側倒れ $\Delta$	$\pm 0.02H$				
						高さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
8 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		8-2-5-8	
						幅 w	-30				
						高 さ $h_1, h_2$	-30				
						厚 さ $t_1, t_2$	-20				
						延 長 L	-0.5% ただし 最大-200 最小-50				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	4 法 面 工	6 7	2	鉄筋挿入工	削孔深さ $\ell$	設計値以上	全数 (任意仮設は除く)		8-3-4-6 8-3-4-7
						せん孔方向 $\theta$	$\pm 4$ 度			
8 砂 防 編	3 斜 面 対 策	6 山 腹 水 路 工	4		山腹明暗渠工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（ <b>又</b> ま <b>た</b> は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4
						厚さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 $w$	-30			
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						高さ $h_1, h_2$	-30			
						深 さ $h_3$	-30			
						延 長 $L$	-0.5% ただし 最大-200 最小-50			

出来形管理基準及び規格値

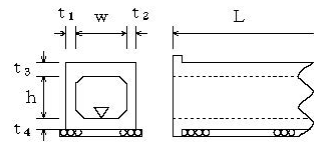
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線 <b>又</b> または、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	  J：ジョイント	9-1-4
						天 端 幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	-100			
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。	  	9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長 さ	-100, +60			



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。  ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線 <b>又</b> または、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	   J : ジョイント	9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	±40			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、 <b>又また</b> はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、 <b>又また</b> はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。 なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長 <b>又また</b> は、測点に直角な水平延長を測定。		9-1-4
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長 さ	±100			
						厚 さ	±20			
								<p>J：ジョイント</p>		

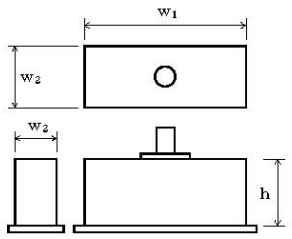
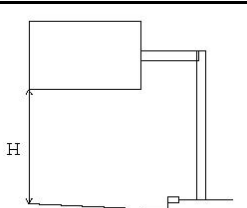
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-3-2
10 道路 編	1 道路 改良	9 カルバ ート工	6		場所打函渠工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-1-9-6	
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20				
						幅 (内法) $w$	-30				
						高さ $h$	$\pm 30$				
						延長 L	$L < 20\text{m}$				-50
							$L \geq 20\text{m}$				-100
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止工	4		落石防止網工	幅 $w$	-200	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40 m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。	10-1-11-4		
						延長 $L$	-200				
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止工	5		落石防護柵工	高さ $h$	$\pm 30$	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40 m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。	10-1-11-5		
						延長 $L$	-200				

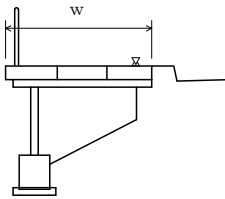
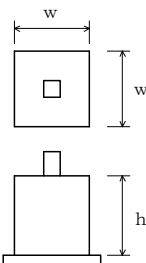
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	6		防雪柵工	高 さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		10-1-11-6	
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
						基礎	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			基礎 1 基毎
							高 さ h	-30			
10 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		10-1-11-7	
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
						基礎	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			基礎 1 基毎
							高 さ h	-30			
						アンカー長 ℓ	打 込 み ℓ	-10%			全数
							埋 込 み ℓ	-5%			
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音 壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		10-1-12-4	
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎			
10 道路 編	1 道路 改良	12 遮音 壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間 隔 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	±15	施工延長 5 スパンにつき 1ヶ所		10-1-12-5
							ず れ a	10			
							ねじれ b-c	5			
							倒 れ d	h×0.5%			
						高 さ h	+30, -20				
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)					10 個の測定値の平均( $\bar{X}_{10}$ )
							中規模以上	小規模以下				中規模以上
10 道路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は延長 40m毎に 1ヶ所の割とし (最少 2ヶ所)、道路中心線 <b>および</b> 端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に 1ヶ所を掘り起こして測定 (最少 3ヶ所)。 幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定 (最少 2ヶ所)。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上あるいは基層 <b>および</b> 表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 ( $\bar{X}_{10}$ ) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。  維持修繕工事においては、横断勾配の項目を省略することができる。	10-2-4	
						厚さ	t < 15cm	-30				-10
							t ≥ 15cm	-45				-15
						幅	-100	—				
10 道路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	幅と横断勾配は、延長 40m毎に 1ヶ所の割に測定 (最少 2ヶ所)。 厚さは、各車線 200m毎に 1個の割でコアを採取して測定 (最少 3個)。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>		10-2-4	
						幅	-25	—				
						横断勾配	±1.0%					

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（ <del>又または</del> 50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工事編—計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		10-2-5-9
						延長L	-200	1ヶ所／1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工事編—計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1ヶ所／1踏掛版		10-2-7-4
						各部の厚さ	±20	1ヶ所／1踏掛版		
						各部の長さ	±30	1ヶ所／1踏掛版		
					(ラバーシュー)	各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	—			
					(アンカーボルト)	中心のずれ	±20	全数		
アンカー長	±20	全数								
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30	基礎一基毎		10-2-9-4
						高さ h	-30			
						基準高	道路に接する場合 ±30			
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基		10-2-9-4

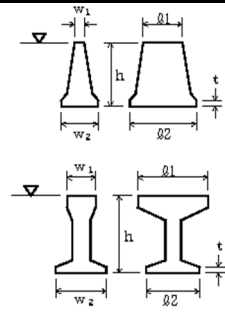
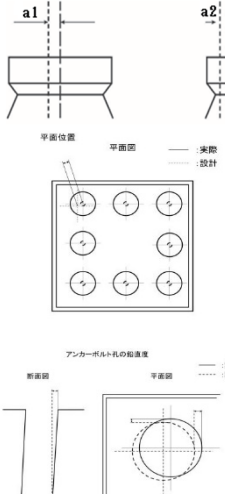
単位：mm

	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	2 舗装	12 道路付 属施設工	7	1	組立歩道工	基 準 高 $\nabla$	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		10-2-12-7
						幅 w	-30			
						延 長 L	-200	1 施工箇所毎		
10 道路編	2 舗装	12 道路付 属施設工	7	2	組立歩道工 (支柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所 / 1 施工箇所		10-2-12-7
						高 さ h	-30			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。</p> <p>箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。</p> <p>なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（<u>試行</u>）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）</p> <p><u>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u></p>		10-3-6-8	
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10				
						天 端 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10				
						敷 幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50				
						高 さ $h_1$	-50				
						胸壁の高さ $h_2$	-30				
						天 端 長 $l_1$	-50				
						敷 長 $l_2$	-50				
						胸壁間距離 $l$	$\pm 30$				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$				
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高				+10~-20
							平 面 位 置				$\pm 20$
							<u>アンカーボルト</u> アンカーボルト孔の鉛直度				1/50 以下
			<p><u>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</u></p> <p><u>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</u></p>								



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工  (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) <u>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>		10-3-7-9
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 $l_1$	-50			
						敷 長 $l_2$	-50			
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	$+10 \sim -20$	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 沓 座 の 中 心 で は な く、ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。  ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。	
平 面 位 置	$\pm 20$									
ア ン カ ー ボ ル ト ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50 以下									
										

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <u>構造物工編(試行)</u> 」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) <u>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</u>		10-3-7-9
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$	-20			
						敷 幅 $w_2$	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ $l$	-20			
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			
						支 承 部 ア ン ー カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10~-20	支 承 部 ア ン ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 沓 座 の 中 心 で は な く、ア ン ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。  ア ン ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。	
							平 面 位 置	$\pm 20$		
<u>アンカーボルト</u> ボルト孔の鉛直度	1/50 以下									

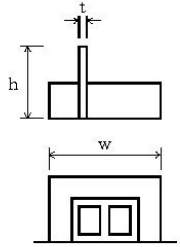
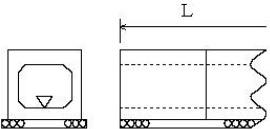
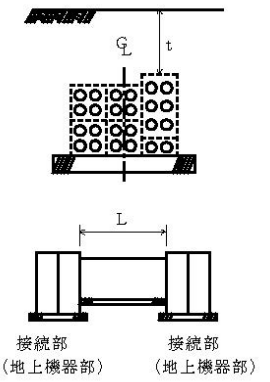
単位：mm

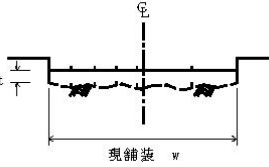
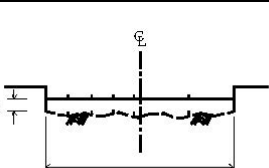
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
						幅 <sup>w</sup> (橋軸方向)	-50			
						高さ h	-50			
						長さ ℓ	-50			

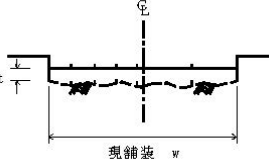
出来形管理基準及び規格値



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工 40m につき 1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を 1 打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて 1 打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は 40m に 1ヶ所、(2)～(3)は 100m に 1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m 以下のものについては、1 トンネル当たり 2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩 <b>又また</b> は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の 3分の1 以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形計測要領 (案) <b>トンネル工事編</b> 」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		10-6-5-3
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
10 道路 編	6 トンネル (NATM)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m ( <b>又また</b> は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		10-6-5-5
						厚 さ t	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-5	
						幅 w	±50				
						厚 さ t	-20				
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。		10-11-7-2	
						延 長 L	-200				延長：1 施工箇所毎
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工 (管路部)	埋 設 深 t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に 1ヶ所。  接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センターで測定】		10-12-5-2	
						延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X)			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは 40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、延長 40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。  <u>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</u>		10-14-4-5
						厚さ t ( <del>オーバーレイ</del> )	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	-	3m <u>プロファイルメータ</u> (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案) <del>(路面切削工編)</del> に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は 1点/m <sup>2</sup> ・m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ ( <del>オーバーレイ</del> ) は 40m 毎に 「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、延長 40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		10-14-4-5
						厚さ t ( <del>オーバーレイ</del> )	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	-	3m <u>プロファイルメータ</u> (σ)2.4mm以下 着脱式(足付き) (σ)1.75mm以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 ( $\bar{X}$ )			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗 装 工	7	2	路上再生工 (表層)	表層	厚 さ t	-9	幅は延長 40m 毎に 1ヶ所の割で測定。 厚さは、1000 m <sup>2</sup> 毎に、現舗装高と舗設後の基準高の差で算出する。 測定点は、車線中心線、車線端及びその中心とする。		10-14-4-7
							幅 w	-25			
							延 長 L	-100			
							リペーブ の場合 再生表層 厚 t <sub>2</sub>	-9			
							平坦性	—			



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	16 道 路 修 繕	6 排 水 構 造 物	7		場所打水路工	嵩上	厚 さ t	-20	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50 m) につき 1ヶ所、施工延長 40 m (又または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 取壊し寸法又または嵩上げ寸法が変化すれば、変化点毎に測定。		10-16-6-7
							高 さ h	-30			
							延 長 L	-200			
10 道 路 編	16 道 路 修 繕	22 橋 梁 付 属 物 工	3		伸縮継手工 (ゴムジョイント)	厚 さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20	伸縮継手の両端部及び中央部の 3ヶ所を測定。		10-16-22-3	
						幅 w <sub>1</sub> ~w <sub>4</sub>	-20				
						延 長 L	設計値以上				

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験。重要構造物のコンクリート使用量が20m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験。 またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
			コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回 (午前・午後) の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
		その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112				
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	・高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象 (ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない) とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 ・フーチング・底板等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ・ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 <u>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領 (案) で定める写真の提出で代替することができる。</u>	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m<sup>2</sup>以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。</li> <li>・工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。</li> </ul>	



試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
4 プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上		○
			コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5%(許容差)	1回/日以上		○
		その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験(粒度、粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ 細骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ 細骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ 細骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○		
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		
	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材: <u>1.0%以下</u> 砕石3.0%以下 (ただし、粒径判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) 細骨材: <u>コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下</u> (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下、 <u>それ以外の場合7.0%以下</u> ) 砕砂9.0%以下 (ただし、 <u>すりへり作用を受ける場合は5.0%以下</u> ) <u>スラグ細骨材7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)</u> <u>それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)</u>	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (微粒分量の多い砂山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○		
	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験	○		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利 製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石 製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。		○



試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
4 プレキャスト コンクリート 製品 (その他)	材料	その他( JIS マーク表示されたレ ディミックス コンクリートを使用 す る 場 合 は 除 く )	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	1回/月以上		○
			コンクリート用混和材・化学混和材	JIS A 6201 JIS A 6202 JIS A 6204  JIS A 6206 JIS A 6207	JIS A 6201 (フライアッシュ) JIS A 6202 (膨張材) JIS A 6204 (化学混和剤)  JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末) JIS A 6207 (シリカフューム)	1回/月以上 ただし、 <u>JIS A 6202(膨張材)</u> は1回/月以上、 JIS A 6204(化学混和剤)は1回/6ヶ月以上	試験成績表による	○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の 水の場合：JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、 上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
		必須	鋼材	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	JIS G 3101 JIS G 3109 JIS G 3112 JIS G 3117 JIS G 3137 JIS G 3506 JIS G 3521 JIS G 3532 JIS G 3536 JIS G 3538 JIS G 3551 JIS G 4322 JIS G 5502	1回/月又は入荷の都度	試験成績表による。	○
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		



試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
14 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装調査・試験法便覧[4]-185突砂法	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行なう。	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大粒径<math>&lt; 100\text{mm}</math>の場合に適用する。</li> <li>左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</li> </ul>		
				または、 RT計器を用いた盛土の締固め管理要領(案) ↓	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位的面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>500m<sup>2</sup>未満: 5点</li> <li>500m<sup>2</sup>以上1,000m<sup>2</sup>未満: 10点</li> <li>1,000m<sup>2</sup>以上2,000m<sup>2</sup>未満: 15点</li> </ul>			
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。 また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。</li> </ul>		
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所を割で行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>セメントコングレートの路床に適用する。</li> </ul>	
				現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		
				含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。ただし、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。		
				たわみ量	舗装調査・試験法便覧[1]-284 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
15 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法便覧[4]-185突砂法	設計図書による。	500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。但し、1,500m <sup>3</sup> 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
15 表層安定処理工 (表層混合処理)			または、 「RI計器を用いた盛土の締め管理要領 (案) ↓」	設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満 : 5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1,000m <sup>2</sup> 未満 : 10点 ・1,000m <sup>2</sup> 以上2,000m <sup>2</sup> 未満 : 15点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大粒径 &lt; 100mm の場合に適用する。</li> <li>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。</li> </ul>		
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。</li> <li>2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m<sup>2</sup>を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。</li> <li>3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。</li> <li>4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</li> </ol>			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締め固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	
17 アンカー工	施工	必須	確認試験（1サイクル確認試験）	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012）	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。		
17-2 鉄筋挿入工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）/1回			
			モルタルのフロー値試験	JIS R 5201 JSCE-F521	設計図書による。	練り混ぜ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			
		<del>受入れ試験（1サイクル確認試験）</del> <u>引き抜き試験（受入れ試験）</u>	地山補強土工法設計・施工マニュアル（地盤工学会）による。を参照	最大試験荷重は設計荷重とする。	施工数量の3%かつ最少3本以上とし、全体を代表する箇所を実施する。	受入れ試験は、施工された補強材の引張耐力が設計引張力を満足するものであるかを確認するために行う。			
		その他	<u>引き抜き試験（適合性試験）</u>	<u>地山補強土工法設計・施工マニュアル（地盤工学会）による。</u>	<u>設計図書による。</u>	<u>地層ごとに3本以上を標準とする。</u> <u>載荷サイクルは多サイクルを原則とする。</u> <u>初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。</u>			
	材料	必須	品質検査（芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時			
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合		
		その他	外観検査芯材・ナット・プレート等）	目視 寸法計測	設計図書による。	材料入荷時			
		必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回（3本/回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
33 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	外観検査 (混合物)	目視		随時		
			温度測定 (初凍直前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-218	<p>基準密度の94%以上。                      締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。                      X<sub>10</sub>~ 96%以上                      X<sub>6~9</sub> 96%以上                      X<sub>3~5</sub> 96.5%以上                      再アス処理の場合、基準密度の93%以上。                      締固め度は、個々の測定値が基準密度以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。X<sub>10</sub>~ 95%以上                      X<sub>6~9</sub> 95.5%以上                      X<sub>3~5</sub> 96.5%以上</p>	<p>中規模以上：定期的又は随時(1,000m<sup>2</sup>につき1個)。最少3個。                      小規模：異常が認められたとき。                      ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上 (再アス処理の場合は基準密度の93%以上) を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。                      ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X<sub>10</sub>が規格値を満足するものとする。また10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X<sub>3</sub>が規格値を満足するものとするが、X<sub>3</sub>が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X<sub>6</sub>が規格値を満足していればよい。                      ・1工事あたり3,000m<sup>2</sup>を超える場合は、10,000m<sup>2</sup>以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。                      (例)                      3,001~10,000m<sup>2</sup> : 10孔                      10,001m<sup>2</sup>以上の場合、10,000m<sup>2</sup>毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。                      例えば12,000m<sup>2</sup>の場合: 6,000m<sup>2</sup>/1ロット毎に10孔、合計20孔                      なお、1工事あたり3,000m<sup>2</sup>以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3孔以上で測定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。</li> <li>・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。</li> </ul>	
外観・規格 (主部材)	現物照合、帳票確認			現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		○		
34 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	機械試験 (JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
			外観検査 (付属部材)	目視及び計測	JISによる	JISによる		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認	
35 ガス切断工	施 工	必 須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ：50 $\mu$ m以下 二次部材の最大表面粗さ：100 $\mu$ m以下 (ただし、切削による場合は50 $\mu$ m以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013)に規 定する最大高さ粗さRZとする。		
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの 深さを示す。		
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残 さず容易にはく離するもの。				
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のも の。				
		そ の 他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の 品質基準」に基づく）				
			ベベル精度			計測器による計測			
			真直度						



試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
36 溶接工					が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm） を超えてはならない。			
			ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
37 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない	材 料	必 須	土の含水比試験	JISA 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき時。	配合を定めるための試験である。	
			土の湿潤密度試験	JIS G 0101, 1225				
			テブルフロー試験	JIS R 5201				
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JISA 1216				
	そ の 他	土粒子の密度試験	JISA 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。			
		土の粒度試験	JISA 1204					
		土の液性限界・塑性限界試験	JISA 1205					
		土の一軸圧縮試験	JISA 1216					
		土の圧密試験	JISA 1217					
		土懸濁液のpH試験	JGS 0211					
		土の強熱減量試験	JGS0221					
施 工	必 須	深度方向の品質確認 (均質性)	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認。	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。			
		土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JISA 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものの。	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成 績表等 による 確認
<u>38 基礎工</u>	<u>施 工</u>	<u>必 須</u>	<u>支持層の確認</u>	<u>試験杭</u>	<u>試験杭の施工により定めた方法を満足していること。</u>		<u>中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。</u>	
<u>39 場所杭工</u>	<u>施 工</u>	<u>必 須</u>	<u>孔底沈殿物の管理</u>	<u>検測テープ</u>	<u>設計図書による</u>		<u>孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する</u>	
<u>40 既製杭工 （中掘り杭工 コンクリート 打設方式）</u>	<u>施 工</u>	<u>必 須</u>	<u>孔底処理</u>	<u>検測テープ</u>	<u>設計図書による</u>		<u>泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する</u>	





## 2 品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	コンクリート 舗装の場合 に適用
		スランブ試験		
		コンクリートの圧縮強度試験		
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]	
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工後試験)	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]	<u>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」により施工完了時の状況(全周)の提出によりひび割れ調査写真を代替することができる。</u>
		<u>ネストハンマー</u> ・ <u>テストハンマー</u> による強度推定調査		
		コアによる強度試験	<u>ネストハンマー</u> ・ <u>テストハンマー</u> 試験により必要が認められた時 [試験実施中]	
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	
		超音波探傷検査		
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	
		浸透探傷試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
		放射線透過試験		
		超音波探傷試験		
		水セメント比試験		
		セメントミルクの圧縮強度試験		
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		ブルーフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		土の液性限界・塑性限界試験		
		含水比試験		

番号	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回	
		粒度	[試験実施中]	
		平板載荷試験		
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合	
		含水比試験	[試験実施中]	



### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第1編 共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来ばえの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影</li> </ul>
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <b>土工編</b> 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	
								「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <b>土工編</b> 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV) <b>および地上写真測量</b> 」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	40mに1回 〔巻出し時〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来ばえの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影</li> </ul>
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕	
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <b>土工編</b> 多点計測技術(面管理の場合)における <b>空中写真測量(UAV)および地上写真測量</b> 」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第1編 共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ  補強材の長さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕  各段長さが変わる毎に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工 (盛土部)	仕上げ状況 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ	200mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
						幅	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出来ばえの撮影</li> <li>・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影</li> </ul>
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <b>土工編—多点計測技術(面管理の場合)</b> 」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) <b>土工編—多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量</b> 」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第1編 共通編】

※撮影頻度

「Omに1回又は1施工箇所に○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工 埋戻工	巻出し厚	40m毎3層に1回近撮と全景 〔巻出し時〕	・出来ばえの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズム設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回及び3層に1回近撮と全景 〔締固め時〕	
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)主工編—多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)主工編—多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	仕上げ状況 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔仕上げ時〕	
1 共通編	3 無筋、鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)	
1 共通編	3 無筋、鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のコンクリート構造物の内、 橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、電磁波レーダ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	5	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						法長 厚さ(ブロック)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	5	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						法長 厚さ(石積・張)	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	



### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
					幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕  ※コアを採取した場合は写真不要  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
					幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編— 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編— 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「○mに1回又は1施工箇所に○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	III-1- - 640-1 - 敷均し厚さ	各層毎 400mに1回	[施工中]
						転圧状況	各層毎 400mに1回	[修正後]
						厚さ	各層毎 200mに1回	[修正後]
						幅	各層毎 40mに1回	[修正後]
						ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編-多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回	[施工中]
						転圧状況	各層毎 400mに1回	[修正後]
						厚さ	各層毎 200mに1回	[修正後]
						幅	各層毎 40mに1回	[修正後]
						ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編-多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]		
						ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編-多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]		

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「○mに1回又は1施工箇所に○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
							<p>多点計測技術(面管理の場合)による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕</p>	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						修正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	1,000 m <sup>2</sup> に1回 〔修正後〕  ※コアを採取した場合は写真不要  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編— 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔修正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編— 多点計測技術(面管理の場合)」、 による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						修正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔修正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編— 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						浸透性ミルク注入 状況	400mに1回 〔注入時〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔整正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔整正後〕	

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「○mに1回又は1施工箇所に○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
							ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔修正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎 400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	1,000 m <sup>2</sup> に1回 〔修正後〕  ※コアを採取した場合は写真不要  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回	

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
							[ 修正後 ]	
						幅	各層毎 40mに1回 [ 修正後 ]  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎 1 工事に1回 [ 修正後 ]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 [ 施工中 ]	
						修正状況	各層毎 400mに1回 [ 修正後 ]	
						幅	各層毎40mに1回 [ 修正後 ]  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 [ 修正後 ]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 [ 修正後 ]	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [ 散布時 ]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 [ 修正後 ]	
						タックコート、プ ライムコート	各層毎に1回 [ 散布時 ]	
						平坦性	1工事1回 [ 実施中 ]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 [ 施工中 ]	
						修正状況	各層毎 400mに1回 [ 修正後 ]	
						厚さ	各層毎200mに1回 [ 修正後 ]  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編	

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
							<p>多点計測技術(面管理の場合)により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕</p>	
						幅	<p>各層毎 40mに1回 〔修正後〕</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎 1工事に1回 〔修正後〕</p>	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	10	2	透水性舗装工  表層工	平整状況	400mに1回  〔修正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回  〔散布時〕	
						平坦性	1工事1回  〔実施中〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	1	ゲースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回  〔施工中〕	
						平整状況	各層毎 400mに1回  〔修正後〕	
						幅	<p>各層毎 40mに1回 〔修正後〕</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎 1工事に1回 〔修正後〕</p>	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	11	2	ゲースアスファルト舗装工 (基層工)	平整状況	400mに1回  〔修正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回  〔散布時〕	
3 土木 工事	2 一 般 施 工	6 一 般 舗	11	3	ゲースアスファルト舗装工 (表層工)	平整状況	400mに1回  〔修正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回  〔散布時〕	



### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
						共通編		
3 土木工事 共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕							
3 土木工事	2 一般施工	6 一般舗	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
						共通編	装工	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編—多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「○mに1回又は1施工箇所に○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回」 〔整正後〕	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	40mに1回 〔据付後〕	
						鉄網寸法 位置	40mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						目地段差	1工事に1回	
3 土	2 一	6 一	12	6		敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	

3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
木 工 事 共 通 編	般 施 工	般 舗 装 工			コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	改正状況	各層毎400mに1回 〔改正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔改正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔改正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔改正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔改正後〕	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						改正状況	各層毎400mに1回 〔改正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔改正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔改正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔改正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔改正後〕	

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕  ※コアを採取した場合は写真不要  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編— 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編— 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編— 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編— 多点計測技術(面管理の場合)」に	

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「○mに1回又は1施工箇所に○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付時〕	
						横拡張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕	
						縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部タイ バー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事に1回 〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打 設前後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編— 多点計測技術(面管理の場合)」に より「厚さあるいは標高較差」を管 理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						目地段差	1工事に1回	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						III — 6 修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編— 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編—	

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
							<a href="#">多点計測技術(面管理の場合)</a> による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	〔施工中〕	
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回		〔修正後〕
						厚さ	1,000㎡に1回		〔修正後〕
						※コアを採取した場合は写真不要			
						幅	各層毎40mに1回	〔修正後〕	
							ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編— <a href="#">多点計測技術(面管理の場合)</a> 」による場合は各層毎1工事に1回	〔修正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	〔施工中〕	
						転圧状況			
						修正状況	各層毎400mに1回		〔修正後〕
						幅	各層毎40mに1回		〔修正後〕
							ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編— <a href="#">多点計測技術(面管理の場合)</a> 」による場合は各層毎1工事に1回	〔修正後〕	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回	〔修正後〕	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回	〔散布時〕	
						厚さ	1,000㎡に1回	〔修正後〕	
						幅	各層毎40mに1回	〔修正後〕	
							ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編— <a href="#">多点計測技術(面管理の場合)</a> 」による場合は各層毎1工事に1回	〔修正後〕	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎 400mに1回	〔施工中〕	
						転圧状況			
						修正状況	各層毎 400mに1回		〔修正後〕
						厚さ	各層毎 200mに1回		〔修正後〕
						幅	各層毎 40mに1回	〔修正後〕	
							ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工事編— <a href="#">多点計測技術(面管理の場合)</a> 」による場合は各層毎 1 工事に 1 回	〔修正後〕	
3 土	2 一	6 一	14	2		敷均し厚さ	各層毎 400mに1回	〔施工中〕	
						転圧状況		〔修正後〕	

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「○mに1回又は1施工箇所に○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	改正状況	各層毎 400mに1回 〔改正後〕	
						厚さ	各層毎 200mに1回 〔改正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔改正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編— 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎 1 工事に 1 回 〔改正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						改正状況	各層毎 400mに1回 〔改正後〕	
						厚さ	1,000 m <sup>2</sup> に1回 〔改正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎 40mに1回 〔改正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編— 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎 1 工事に 1 回 〔改正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 〔施工中〕	
						改正状況	各層毎 400mに1回 〔改正後〕	
						幅	各層毎 40mに1回 〔改正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編— 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎 1 工事に 1 回 〔改正後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	改正状況	400mに1回 〔改正後〕	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	厚さ(基準高) 幅 Ⅲ — 647 —	40mに 1 回又は1施工箇所に 2 回 〔施工後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工事編— 多点計測技術(面管理の場合)」に よる場合は各層毎 1 工事に 1 回 〔改正後〕	



### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3	2	7	7	8	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 施工状況	100m <sup>2</sup> に1回又は1施工箇所に1回 〔打込み前後、施工中〕	
						杭径 位置・間隔	100m <sup>2</sup> に1回又は1施工箇所に1回 〔打込後〕	
						砂の投入量	全数量 〔打込前後〕	
3	2	7	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	25本に1回、25本以下は2回 〔打込後〕	
						深度	全数量 〔打込前後〕	
						ただし、(スラリー攪拌工)において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる		
3	2	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m <sup>3</sup> ～4,000m <sup>3</sup> につき1回、 又は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕	
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 掘入長	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔打込前後〕	
						数量	全数量 〔打込後〕	

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	
						土羽土の厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔吹付前〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔吹付後〕	
						法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔清掃後〕	
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔吹付前〕	
						法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						厚さ(検測孔)	200㎡に1回又は1施工箇所に2回 〔吹付後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						幅、 高さ、 枠中心間隔	枠延長100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕  ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)法面工編」に 基づき写真測量に用いた画像を納 品する場合には、写真管理に代え ることが出来る。	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長	40mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工	6		アンカー工	削孔深さ	全数 〔削孔後〕	
						配置誤差	全数 〔施工後〕	

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第3編 土木工事共通編】

※撮影頻度

「〇mに1回又は1施工箇所に〇回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕 <u>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回</u>	
						厚さ 幅 高さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔型枠取外し後〕 <u>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回</u> <u>〔型枠取外し後〕</u>	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔埋戻し前〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ  鉛直度	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔施工中〕	
						法長 厚さ	40mに1回又は1施工箇所に2回 〔埋戻し前〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工	3		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所に1回  〔施工後〕	
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	1		床版工	幅 厚さ 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回  〔打設前後〕	

### 3 出来形管理写真撮影箇所一覧表

#### 【第10編 道路編】

※撮影頻度

「Omに1回又は1施工箇所に○回」は、頻度の多い方を採用

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
10 道路 編	3 橋梁 下部	3 工場 製作 工	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
						製作状況	適宜 〔製作中〕	
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1脚に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
10 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台 工	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)構造物工編 (試行)」により出来形管理資料を 提出する場合は、出来形計測状況 を1工事1回	
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 R C 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)構造物工編 (試行)」により出来形管理資料を 提出する場合は、出来形計測状況 を1工事1回	
10 道路 編	3 橋梁 下部	7 R C 橋脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)構造物工編 (試行)」により出来形管理資料を 提出する場合は、出来形計測状況 を1工事1回	
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕	
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕	
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	
10 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	